

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君、8番 鈴木 敬君、12番 森 温繁君であります。

---

◎一般質問

○議長（竹内清二君） 日程により一般質問を行います。

質問順位3番。1つ、市臨時職員等の待遇改善と市民サービス向上について。2つ、太陽光発電事業による乱開発規制条例の制定について。3つ、老人憩いの家の用地購入と県道下田南伊豆線の拡幅整備について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の沢登英信です。

議長の紹介に従いまして、主旨質問を進めさせていただきます。

第1に、市臨時職員等の待遇改善と市民サービスの向上についてでございます。

まさに、この世から貧困と戦争をなくしたいと多くの方々が願っていることであろうと思います。ところが、近年、国や自治体、市町がそれぞれの部門、サービス業務で不安定な非正規形態である臨時職員等が全労働者の33.7%を超え、過半数を占める市町村も出てきているわけでありまして。身分や労働条件が保障されている公務員職場で、官製ワーキングプアの広がりが見られるところでもあります。保育士、学童保育指導員、学校給食員、あるいはその作業員等では50%を超えてまいっているのではないのでしょうか。下田市の学校給食業務では、そのものが委託されてしまっているわけでありまして。貧困を生み出す社会の仕組みを変えていく発想が必要であろうと思います。

行政改革大綱の名のもとに正職員を臨時職員に置きかえていくような官製ワーキングプアをつくり出す政策は見直す必要があると思います。また、平成29年6月定例議会での私の一般質問、市職員の過労死、長時間労働をただす働き方改革はどのように進められているので

しょうか。賃金、残業手当を請求しない、いわゆる自ら長時間労働をするという実態が今なお職場に残されているのではないのでしょうか。

まず、市長のご所見をお願いしたいと思います。

そこで次に、下田市臨時職員の賃金実態についてお尋ねをいたします。

平成30年度臨時職員の賃金単価比較表を私なりにつくりましたので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

概して、賀茂のどの町より下田市の賃金が低いと、こう言えようかと思えます。介護士と保健師のみが若干上回っておりますが、一般職員は、南伊豆町の臨時職員は自給880円、下田市は858円であります。西伊豆町は865円の時給であります。下田市が最低と言っているかと思えます。保育士は、南伊豆町、時給1,000円、日給7,750円、下田市は時給で929円、日給7,200円となっているわけであります。どうして下田市がこのような賀茂郡の他の町村と比べましても最低なのかお尋ねをしたいと思います。少なくとも直ちに他町村並みに臨時職員の賃金待遇を引き上げていく必要があるのではないのでしょうか。

また、30年度は臨時職員の一部を月額賃金にする、月給制にすると言っておりますが、そのメリットはどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

次に、職員人員等調べを見てください。一番表の表でございますが、平成25年度、17課臨時職員217人に臨時職員が採用され、そのうち6カ月以内の短期雇用が65人、1年以上の雇用者が152人であります。平成28年度では、224人の臨時職員が採用され、7人増となっているわけであります。短期雇用は49人と16人減になる一方で、1年以上の雇用者が175人と23人増となっております。

正職員は、平成28年4月1日から29年4月1日のこの1年間で2人減っているわけであり、正職員を減らし、臨時職員で対応しているのではないかと、このように思うわけであり、平成19年から29年までの間、19年は正職員273人でありました。今日243人、30人正規職員をこの期間減らしてまいっております。そして、この30人の正規職員に対し、臨時職員が23人増員がされているということになってまいろうかと思えます。

今日245人の正職員に対し175人の臨時職員の働きがなければ、市の業務が正常に運営できないと言えるのではないのでしょうか。臨時職員が劣悪な待遇下にあると言えようかと思いません。

下田保育所をとってみますと、平成28年度のデータであります。正職員は12人であり、臨時職員8人、うち1人が支援員、保育士は7人あります。認定こども園は、正職員

16人、臨時職員17人であります。支援員1人、保育士16人、まさに50%以上、半分以上の保育士が臨時職員である、こういう形で業務が運営されてまいっているわけでありまして、図書館に至りましては、正職員1人、臨時職員3人でありまして、臨時の司書が1人、一般事務が2人となっております。

憲法25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。健康で文化的な生活を保障する水準について、最低生活費を前提としました生活保護基準を定めているところであろうと思います。まさにそれを下回っているのではないかという疑問がわいてまいっております。

さて、3歳の子供を抱えたシングルマザーの生活扶助費は14万5,000円、住宅扶助費4万5,000円を含めると、19万円となります。このシングルマザーが保育の仕事に携わっていたと、こう仮定をいたしますと、月額市役所の賃金は14万5,512円でありまして、税金やこれから保険等を引かれるということになりますと、手元に幾ら残るのでしょうか。最低生活費と最低生計費、市役所の臨時の賃金が下回っているということが言えないのでしょうか。下田市の臨時職員の賃金は、最低生活費を超えていなければならないと思うわけでありまして、現状はどのように認識されているのかお尋ねしたいと思います。

働けど働けどなお我が暮らし楽にならざる、じっと手を見る。まさに石川啄木のこの歌が今日そのままこの下田でも、そのままの実態にあると言えるのではないのでしょうか。ワーキングプア、働く貧困というのは、働ける能力があっても実際に働いても、生活保護基準、貧困層以下の収入しか得られない労働者のことでもあります。正確な統計はないかと思いますが、年収200万円以下の給与所得者の多くはワーキングプアであると一般的に言われているところであります。

次に、臨時職員等の法令上の根拠についてお尋ねをいたします。

下田市臨時職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する取扱要綱によりますと、第4条で任用の基準が定められております。(1)から(7)までであります、その基本は、地方公務員法第22条第2項及び第5項に規定がされているわけでありまして、6カ月を単位として、1年以内であります。その理由は、短期雇用の仕事であったり、地方公務員の育児休業法等に伴います期間の臨時的任用が定められているわけでありまして、それ以外の任用は定められていないというのが地方公務員法の規定であります。つまり、臨時職員は正規職員として雇うということが想定がされているわけでありまして、1年以上勤務している臨時職員は正

規職員として雇えと、これが法の趣旨であります。

平成28年度の1年以上の勤務者175人中、育児休業等の代替職員が何人あるかちょっと不明でございますが、たとえ5人といたしますと、170人余りはまさに法的根拠を持たない違法あるいは脱法的な身分としている採用であると言えるのではないのでしょうか。当局の見解をお尋ねをいたします。

憲法27条、全て国民は勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は法律でこれを定める。児童はこれを酷使してはならない。憲法27条の定めであります。生活の手段であると同時に、働くものの生きがいでございます。いわゆる労働権を保障しており、労働権の保障とは、いわゆる労働とは働きがいであり、正当な報酬、賃金を伴うもので、人間の尊厳に値する労働でなければならないと思います。そのため、具体的に保障しておりますのが労働基準法や地方公務員法、最低賃金制度が定められております。

また、1951年に制定されましたILO100号条約第2条第1項、各加盟国は同一価値労働同一賃金、いわゆる同一労働同一賃金と言われている適用が求められているところであります。正規職員と臨時職員の賃金比較はどのようになっておるのかお尋ねをしたいと思っております。

一般労働者は、雇用保険、年金、医療、保険等社会保険によって守られておりますが、下田市の臨時職員については、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

市の臨時職員は、地方公務員法によります守秘義務等、義務は課されておりますが、権利は何ら保障がされていない、守られていないという立場にあります。そして、労働基準法も公務に従事しているということで適用がされておられません。臨時職員の賃金は人件費ではなく、物件費として予算区分がされているわけでありまして。つまり、人間ではなく、ものだと位置づけられている、こういってもいいのではないのでしょうか。

臨時職員の約80%は女性であります。女性差別そのものの結果だと言えようかと思っております。臨時職員の賃金は家計補助的労働で、主人の医療保険の被扶養者130万円以下や、あるいは所得税のかからない103万円以下であっていいはずがないと思うわけでありまして。ぜひとも賃金の引き上げを含め、待遇改善を進めていただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねをいたします。

次に、3人目の子を産んで育休に入りましたお母さんが5歳児と2歳児を市の保育所に入所させておりましたが、産休に入ってお産をしたと。2歳児が退所するように市から求められたわけでありまして。育児休業に伴う入所については継続入所の取り扱いをしてよいと、こ

ういう通知が国、厚生労働省からも届いていると思いますが、どうしてこんな措置をしているのかと担当課に尋ねたところ、保育士がなく、この子を退所していただかなければ、次に入りたいという2歳児以下の子供を措置することができない。こういう返事でありました。事実はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

今日、医療機関や介護施設、特別養護老人ホームなどで事務所内保育所が開設され、市立保育所への保育士の来手がなくなっているのではないのでしょうか。賃金が安く働きがいがないということになれば、新しい保育所に就職をしてまいるというのは当然の心情ではないかと思えます。保育資格と幼稚園教諭の資格をこの認定こども園では求めているわけでありませう。その賃金が月額15万5,900円、1人担任のベテランでも16万7,600円では、まさに問題ではないのでしょうか。臨時職員の低賃金の結果、市民サービスの低下をまさに招いていると言えるのではないのでしょうか。

教職にあるお母さんかと思えますが、3人のお子さんを産もうという、こういう夫婦を子育て支援をしようというこの下田市が切り捨てているような現状は、まさに直ちに改善をしてまいらなければならないと考えますが、どのような見解なのかお尋ねをしたいと思います。

次に、太陽光発電によります乱開発規制条例の制定についてをお尋ねいたします。

隣の市の伊東市八幡野での100ヘクタールのうち47ヘクタールを造成するメガソーラー開発事業に対し、住民の反対集会在2月7日、伊東市の観光会館別館で420名の参加のもと開催をされました。ここでは、伊東市内で12カ所のメガソーラーの計画があることが発表されました。同時に、市長を先頭に市議会、住民が団結して、メガソーラー建設に反対するために総力を尽くす、こう決議がされました。小野達也伊東市長は、この2017年12月27日、井戸清司議長とともに県庁を訪れ、メガソーラー設置を規制する県条例の整備拡充を求め、要望書を提出されたと報道されております。

例えば、県の環境影響評価条例では、50ヘクタール以上が評価対象としておりますが、伊東は47ヘクタールということで、規模要件の引き下げなど4項目を求めたと報道されております。その一方で、小野達也市長は、宅地造成等規制法、この許可権限は伊東の場合は伊東市長にございます。下田市の場合は県知事となっておりますが、事業計画の認可を2月15日付で許可せざるを得なかった、こう報道されているところでございます。伊東市の3月議会におきましては、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例と昨年11月29日に佐藤聖さんから求められた国際観光温泉文化都市伊東における太陽光発電設備設置事業に関する条例が審議されるということにならうかと思うわけでありませう。そして、

県知事も各自治体、市町村に条例を定めるよう求めているところでございます。

そこで、下田市においても、10以上の太陽光発電事業の開発ないしは計画がされていると思います。その現状についてお尋ねをいたします。

そして、エイト株式会社、田牛坂下におきますこの3.1ヘクタール工事が中断されているようでございますが、現状はどう認識されているのか。KASH ENERGY合同会社、白浜尾龍の急傾斜地に設置されております道路への崩壊も心配される箇所はどうなっているのか。また、株式会社イノベック、椎原字柳沢のこの1から3号の発電所、既に土砂流出層で家屋を押し流しているというこの結果、現在どうなっているのか、また、GSSG Solar Japan Holdings 2合同会社、佐川太陽光発電によります加増野宇条ヶ坂での開発約25ヘクタールの造成予定地の進捗状態は。REREの同じく加増野の開発、日新メガソーラーの開発、横川等はどうなっているのか、具体的に御答弁をいただきたいと思うわけであります。

平成29年5月15日、加増野区代表、区長と協定書を結んでいるようでありますが、この件について区の総会とか役員とか、関係者の集まりで結成されたのかお尋ねをいたします。開発業者はいわゆる一本釣りといいますか、開発の結果、地域の人たちがお互いに対立をするというような事態を招いてはならないと思うわけであります。この点の指導はどのように進められているのかお尋ねいたします。

次に、加増野地区といいますか稲梓の開発は、水源に影響してくるという点で特に注意を払わなければなりません。そこで、下田市水道水源保護条例の適用が必要であります。条例の改正は必要ないのか。また、下田市景観条例の適用についてもお尋ねをしたいと思います。太陽光との関係がどうなっているのか。

富士宮市では、景観の観点からの条例が制定されておりますが、朝霧高原等で隣接しております富士河口湖町では、太陽光そのものの条例は持っていないようであります。富士河口湖町で乱開発が進み、町は開発の不同意処分をしており、これに対し業者が裁判をかけると、地裁で、この町の処分が不許可処分を取り消せという判決が出され、今、高裁に控訴をしているということでございますが、このような各地の現状をどのようにお考え、認識されているのかお尋ねをしたいと思います。

市当局は、兵庫県の県条例、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例あるいは伊東市の伊東市美しい景観と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を参考に、制定に励んでいることと思っておりますが、いつ頃提案をされるのか。また、市民の意見を聞き、この

条例に反映していくという機会を設ける手だてをとっているのかどうかお尋ねしたいと思います。

また、平成4年から平成21年にかけて、下田市の大沢の産業廃棄物処分場の問題から多くを学ぶべきだと思います。大都会の産廃ごみを毎日200台ものダンプカーがこの下田市に押し寄せる。処分場では火災が発生し、生活環境が破壊される。対応し切れず、今日も大量のごみの産廃が捨て置かれたままとされているわけであります。毎年、水質検査を今日まで続けていようかと思えます。乱開発を許してはいけないという思いであります。当局の決意をまずお尋ねをお伺いしたいと思うところであります。

次に、再生可能エネルギー事業者に取り組むエネルギー自治が地域的な資金循環を促すだけでなく、住民自治を前進させると言われます。南伊豆町での森林と木質バイオエネルギーや下田市の森林組合におきます木質チップの取り組み、また、長野県飯田市のおひさま9号と旭ヶ丘中学校太陽光発電事業協議会の取り組み等を参考にさせていただきたいと思うところでございます。

岐阜県多治見市の笠原町では、多治見高校の同窓会が創立100周年を迎える2020年度から1,500平米のところにパネル372枚、11万キロワットで発電し中電に売り、年間300万円の収入を得て、この300万円で奨学金制度をつくるんだと、こういうことが報道をされているところでございます。下田市におきましても、認定こども園の中の1施設、子育て支援施設の上に約7年ほど前に4,000万円の費用のうち400万円をこのパネルにやりまして、現在200万円の補助金、市が200万円出して7年間かかりまして約140万円からの収益を上げていると。したがって、あと3年後にはこの地域は200万円の費用をペイできるということになろうかと思えます。10年後は公定価格の保障もなくなろうかと思えますが、一定の市でもそういう取り組みをしているわけですので、再生エネルギーの正しい意味での自治開発を進めていくということが必要ではないかと思えますが、これについてのご所見をお尋ねをいたします。

最後に、老人憩の家の用地購入と県道下田南伊豆線の拡幅整備についてをお尋ねをいたします。

本年2月末、都市計画道路として決定されました市道山岸岩下線の中に老人憩の家が建っているわけであります。老人憩の家、つまり老人施設としての役割は終わったといたしましても地区の集会場や防災施設、また、下田まつりの日待所等としての役割は決して終わったとは言えないと思うわけであります。昭和48年12月25日竣工、木造2階建ての施設用地約

170平米は、昭和50年以降、国有地として国に借地料15万円ほどを支払っておりますが、昭和54年度までは広岡区が泰平寺さんに年間10万円ほどの借地料を払ってきたかと思います。今日、都市計画道路として指定がされたわけでありますので、その街路とつくるときにもこの用地が隣接地で必要になってこようかと思えます。この入り口には、40トンの防火水槽が設置されているわけであります。隣の小屋には、消防小屋として利用されている可搬やホースやそれらの用具が格納されているわけであります。

したがって、老人憩の家を取り壊して国に返すということではなく、先行投資として市が国から購入をしておくべき土地であると私は考えるわけであります。どのようなまちづくりを進めるのか考えた場合、市有地とすべきという結論は当然出てこようかと思うわけであります。公共用地の取得会計を下田市として持っているわけですので、この会計を使って、早急に国と交渉をしていただきたいと思うところであります。

また、山岸岩下線に真っすぐにつながっております県道下田南伊豆線でございます。災害時の緊急避難道路としても拡幅整備が求められているところであります。また、学童の通学路、生活道路としても大変拡幅が要望されているところであろうと思えます。6名の代表者が1,181筆の署名を添え、2月8日、県の土屋副知事を通じ川勝県知事に要請書が提出されました。

そこで、市当局の見解をお尋ねをしたいと思います。

県道南伊豆線のこの拡幅について、その必要があるかどうか、どのようにお考えなのか、まずお尋ねしたいと思います。

次に、伊豆縦貫自動車道が県道下田南伊豆線の上を横断する計画となると思えます。その関係はどうなってくるのか。用地等についても国がこの隣接地を購入していくということにならうかと予想がされるわけですが、どのように考えられているのでしょうか。

また、通学路でもありますので、できるところから早急に進めるということが求められていようかと思えます。この間、岩下区からも地域住民からも県に要望が出され、平成18年度のこの要望については、この1キロの路線の県道下田南伊豆線の2カ所に車の待避所ができるということとどまっておりますので、ぜひとも市としてもこの市民の要望を前面に取り上げて、拡幅整備が実現されますようお願いを申し上げたいと思うところであります。

以上で主旨説明を終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） まず最初に、働き方改革と臨時職員の処遇の改善についてご答弁申し上げます。

現在、職員の業務量の調査を29年度いっぱいかけてやっております。その結果が出てき次第、30年度は検討しまして、職員の配置を考えていきたいというふうに思っております。これによって、長時間労働等、過度の負担をかけないようにしたいというふうに考えております。

次に、臨時職員の処遇改善の件につきましては、サンライズの会というのがありますが、労働組合がありますけれども、これは臨時職員の方たちがつくった組合でございまして、その方たちと直接団体交渉をやっておりまして、本当に処遇を改善しなければいけないというふうな認識をしておりますので、改善すべきところは改善するように努めてまいりたいというふうに思います。

次に、太陽光発電の設置の規制であります。日本は資源小国でありまして、特にエネルギー資源につきましては、大変な思いで外国から輸入をしているわけでございまして、その中でも、化石燃料は86.6%が中東から輸入しているんですね。中東から湾岸、ペルシャ湾から、そしてホルムズ海峡、インド洋、マラッカ海峡、南シナ海、そして東シナ海を通過して日本に到着するというのを考えれば、非常に政情によって左右されるというふうな輸入の経路じゃないかというふうに考えております。

また、大体、中東から2億キロリットルの原油を輸入しているんですけども、2億キロリットルというと、大体1日20万トン単価で大体3隻が陸揚げしなければいけないというふうな量なんですね。そうすると、中東から日本まで片道20日ちょっと、そして陸揚げ5日間かかると、大体往復で50日かかるということで、その間にタンカーが1日3隻分つながらなければいけない。150隻のタンカーがつながっていると。来るタンカーとまた帰るタンカーを考えますと、150隻のタンカーがつながっているということで、それがまたホルムズ海峡を通過して、先ほど申し上げました経路で運搬してくるということになりますと、非常に日本としては、まだほかに燃料を頼らなければいけないというふうな実情があるというふうな思われますね。それが原子力発電であったり、あるいは再生可能エネルギーであったり、そういうことが日本としても化石燃料に頼らない方向で大きな戦略として考えなければいけないということなんですけれども、再生可能エネルギーはその90%が太陽光発電で占められているというふうに言われています。

やはり、下田市としても、こういう再生可能エネルギー、これは温室効果ガスの排出も皆

無でありますし環境にも優しいということで、これはやはり推奨していくべきなんじゃないかというふうな気持ちも持っているんですけども、しかし、やはり弊害もありまして、環境破壊の面とか、あるいは第1次産業に影響を及ぼすとか、そういう面がございますので、崖崩れ等地形にも非常に影響が大きいと思いますので、そういった観点から、やはり何らかの規制ということが必要じゃないかというふうに考えているんですけども、しかし、強制力のある、ここはだめだよと、ここは使ってはだめだとか、そういう強制力のある条例がつかれるかという、かなりそういう条例にするには困難があるんじゃないかというふうに考えております。

現在、副市長以下でその条例について検討しておりますので、後でお答えしたいと思います。

次に、老人憩いの家の件につきましては、既定の方針どおり進めていきたいというふうに考えております。既に撤廃とか利用するとか、そういう面でやってきているところもありますので、総合的に判断すれば、私は既定の方針どおりやるべきなんじゃないかというふうに考えております。

次に、下田南伊豆線の県道の拡幅の件は、1,181筆の署名があったということは、私も直接その責任者の方からお聞きしました。また、その写しをいただいておりますけれども、過去、この路線につきましては、40年前と12年前にそういう運動があったんですけども、なかなか要望が実現しなかったということを知っております。その原因としましては、やはり沿道の方は、署名は集まるんですけども、直接利害関係を持つ道路に接している方から賛同が得られなかったというふうなこと聞いておりますので、もし今回、そういう要望を実現させたいというなら、やはり沿道の方々との同意書が必要なんじゃないかということについては責任者の方には申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、ただいま市長のほうからお話ございました。私のほうからは、再生可能エネルギーの発電設備の規制といいますか、その関係の条例の状況についてご説明申し上げます。

まず、経過でございますけれども、議員も既にご承知のとおり、昨年12月定例会におきまして、11月の段階で検討委員会を立ち上げ、その後、関係各市の状況等の情報収集に努めてきたところであります。内容的には、兵庫県、群馬県高崎市、三重県志摩市、大分県由布市、

また県内では富士宮市と伊東市等々、先例のある各市の状況についての条例の収集並びに内部検討を進めてきたところでございます。あわせまして、沢登議員からは過日、河口湖町と北杜市等々の先進市の情報も提供していただきまして、ありがとうございました。

ただいまの現状でございますが、今、市長からもお話がありましたとおり、条例の中でかなり強制力を持たせるという実効性のあるものというのは、かなり厳しい状況であろうかとは思いますが、基本的な対応策としては、プロセスといたしましては、事業者からの届け出があり、その内容を審査した上、関係の条件等を踏まえた上で同意か不同意かというような形になろうかと思えます。

その中の同意の制限をどのように強いものにしていくかということに尽きるわけでございますけれども、いわゆる指導、助言及び勧告、違反業者の公表等々、いろいろと手だてはあり、また場合によっては経産省への報告等によって、事業者に対する一定の圧力になるような手法は今考えられるところでございますが、状況によって、先日の12月定例会でも申し上げましたいわゆる公共の福祉といわゆる事業者個人の権利、財産権の侵害、その辺のバランスは非常に難しい判定の基準になるだろうということで、現在は、たたき台というものは一応つくってありますけれども、内容の精査として、弁護士さんにもご相談を今投げかけているところでございます。

ちなみに、今後の対応でございますけれども、富士河口湖町においては、甲府地裁において、施設が生活環境を害するという具体的な立証もないのに地域の不同意だけが主な理由となっていることは町長の裁量権を逸脱した違法であるということで、先ほどもお話がありましたように、不同意処分を取り消す判決が出されたということでございます。ご存じのとおり、静岡県や伊東市においても、行政側としては、環境保全を念頭に乱開発につながる当該事業には否定的でございます。当市も先ほど市長が申し述べたとおり、その方向で今考えているところでございますが、一方、ただいま申し上げたとおり、行政手続法のいわゆる現行の法体系では、その規制や許可につながる手だてが非常に難しいというか困難な状態でございます。そこら辺を今現在、苦慮しているところでございます。

伊東市においては、これはマスコミからの情報でございますけれども、反対住民が行政訴訟を起こす意思を表明したというようなこともニュースに流れております。その対応を注視する必要があると思えますし、訴訟等の対応も念頭に置きながら、弁護士と現行法体系の中で最善の方法の条例制定に向けて努力してまいりたいと、そういうふうにならざるを得ないところでございます。

次に、沢登議員から具体的な提案といたしまして、特に稲梓地区に限って水源保護条例の適用も視野に入れたらどうかというようなお話もございました。確かに水源保護条例、水質関係の工事についての規定がございます。それも有効な手だてだと思いますが、これは先ほど申し上げたとおり、稲梓地区に限られた条例でございますので、それであれば、このソーラーの具体的な規制条例の中にその辺の文言も組み入れたらどうかというふうにも考えております。

また、市民の意見を反映するような手だてを講ずるよとというご提案でございました。その辺も考慮に入れながら条例制定に向けて進んでいきたいと、そのように考えております。

それから、具体的に制定の時期はいつなのかというお話でございました。可及的速やかにというのが一番の理想でございますが、先ほど申し上げた住民訴訟等の行政訴訟等の関係もございまして、伊東市の動向も踏まえながら、その辺を慎重に弁護士と今後協議していきたいと。そして、できるだけ早く条例制定化に向けて進んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうからは、職員の長時間労働と、それから臨時職員の賃金実態、また法令上の根拠等についてのご質問全般についてお答えさせていただきます。

まず、6月議会における長時間労働を正すための働き方改革は進んでいるのかというご質問でございますが、まず、時間外勤務手当についてでございますが、議会にもお願いをさせていただきましたが、9月補正で257万9,000円、12月補正で504万5,000円というように、各課要求によりできる限り対応するよう、随時補正を行ってきたところでございます。また、市長のほうからもお話がございましたが、9月からは業務実態を把握するための業務記録をつけるよう指示してございまして、職員ごとにデータ集積ができるよう対応を図っているところでございます。

次に、臨時職員等の賃金についてでございます。

臨時職員等の賃金につきましては、例年、次年度の予算編成作業開始前までに東部各市及び賀茂郡各町に対し、各職種の賃金額調査を実施しているところでございます。それら周辺市町の状況を踏まえ、均衡を図られるよう努めているところでございまして、全職種ではございませんが、来年度含めると、4年連続の増額改定とさせていただいているところでございます。賀茂郡下の町との比較につきましては、調査時点とそれ以降との先方の設定額に相違が生じたものとも考えられますが、特に任用が困難になっている職種につきましては、

それこそイタチごっこの状態にあるものと言えます。

月額制の導入についてのご質問がございましたが、前年度の賃金額を上回るよう考慮するとともに、日額ですと、出勤すべき日数の多い少ないで、月ごとの賃金に波が生じますが、この波をなくすよう配慮しながら、他市町に対するインセンティブとして設定したものでございます。

また、議員ご指摘の生活保護費、標準生計費なども今後参考にしていきたいと考えておりますが、基本的にはこれまで同様、周辺市町の状況に合わせ、使用者として守るべき最低賃金の動きにも注意しながら、来年度以降も適切な賃金額が設定できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、臨時職員等の任用状況、根拠についてでございます。臨時職員等の任用につきましては、現行の地方公務員法第22条第5項に規定する臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号に規定する育休代替職員として任用を行っており、2月1日現在で、合計145名が在職しております。その職種内訳の主なものだけ申し上げますと、一般事務29名、主幹保育教諭、保育士、教諭、合計25名、支援員25名、作業員14名、用務員11名となっております。また、フルタイム勤務の方が85名、それ以外の方が60名となっております。健康保険、厚生年金加入者が96名、雇用保険加入者が127名という状況になっております。

臨時職員の任用期間につきましては6カ月雇用の更新1回ということで、翌年度につきましては、これを改めて再度任用するという中で考えているわけでございますが、議員ご指摘の正職員として迎えるべきではないかということにつきましては、地方公務員法の規定にありますように、臨時的任用は、正式任用に際していかなる優先権をも与えるものではないという立場に立つべきものと考えております。

また、いわゆる同一労働同一賃金の問題につきましては、社会的な課題となっておりますので、特に留意が必要であると考えているところでございますが、今後につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正によって、平成32年4月から施行される臨時職員や非常勤職員に係る制度の厳格化や会計年度任用職員制度の導入が予定されておりますので、それまでに任用条件や服務、給与関係、勤務条件等について研究を行い、整理していく中で対応していく必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、育児休業者によります当市の認定こども園、また下田保育所で2歳児が退所しているという状況でございます。保育所、認定こども園につきましては、保護者が育児休業を取得する場合、2歳児以下のクラスの在籍している児童につきましては、保育の必要性の要件に該当しないものとして、産後休暇が終了する日の月末をもって退園していただいております、平成28年度に2人、それから平成29年度には3人の方が該当となっているところでございます。

育児休業取得時の保育所等の継続利用につきましては、法令によりまして、保育所等を引き続き利用することが必要と認められる場合とされており、次年度に小学校入学を控えるなど、発達上環境の変化に留意する必要がある場合、また、保護者の健康状態や子供の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合について認定要件に該当するとした国の指針が示されております。この指針に基づきまして、地域における保育の実情を踏まえた上で市町村が判断することとされているところでございます。

当市の2歳児クラスまでの利用条件につきましては、年度当初については待機児童等はいない状況でございますけれども、育児休業終了による職場復帰であったり、妊娠、出産、転入等の事由によりまして、年度途中の利用申し込みがあるということで一時的に待機児童が発生しているというような状況でございます。平成29年度におきましては、年度途中の乳幼児の受け入れに対応できますよう、年度途中入所サポート事業というのがございます。これは民間保育所に対しまして助成を行いまして、昨年度からは、今まで1人の補助だったんですが、2人分の補助ということで2人の保育士の配置をお願いしまして、受け入れ枠の拡大の確保に努めているというところでございます。

当市におきましては、3歳児以上の在籍児童につきましては、子供の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合として保育の継続を認めております。また、2歳児以下の在籍児童につきましても、保護者や同居家族の健康の状況、また保護者の養育状況などを総合的に勘案した上で、保育の継続が適切と判断する場合は継続を認めるという状況でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは太陽光発電事業による開発の現状について、また、老人憩の家用地の購入と県道下田南伊豆線の拡幅整備についてお答えさせていただきます。

まず、太陽光発電事業における開発の現状についてですけれども、田牛につきましては、

当初予期していなかった岩が出てきたことにより計画変更の必要性が生じたということで、平成29年10月から工事が実質中断している状況でございます。現在は具体的な変更計画が定まっていない状態であり、変更に向けたスケジュール等の協議を県、市及び事業者により行っているところでございます。

白浜尾龍の太陽光発電につきましては、県と連携し指導を継続しており、宅地造成等規制法の基準に適合した造成等を指示しているところでございます。現在は違法状態の是正に向けて、張られたパネルを一部撤去し、地質調査、測量を行わせたとところで、今年度中に安全基準を満たした申請を提出するよう指導をしておるところでございます。

椎原につきましては、昨年のような災害を起こさせないため、排水計画に係る流域図の資料、工事中の仮設防護柵等の安全性を事前にチェックするため、安定計算書、工程表の提出を指示して、1月9日に工程表の提出がございましたが、事業者のほうで渇水期までに終了させているとしていますが、流域図の資料、安定計算書の提出がなく、工程どおりの進捗となっておりませんので、いずれも速やかに対応するよう指導してまいります。

加増野につきましては、下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づいた実施計画承認申請書の提出に向けた相談を受けており、書類に不備が多くありますので、それらの補正を指導しております。また、開発予定区域内に法定外公共物がありまして、つけかえ及び廃止についての協議をしている最中でございます。当該箇所につきましては林地開発にも該当しているため、継続して県庁の森林保全課と情報公開を行っております。

次に、太陽光発電の条例の制定の必要性についてですけれども、実際、災害を発生させている開発事例もあり、規制条例がないことで乱開発が進行してしまうおそれは否定できませんので、下田市の自然環境や景観の保護、災害の防止を目的として、現在、再生可能エネルギー施設の設置に係る規制条例検討委員会を立ち上げ、規制条例案について検討を行っており、法的な扱いにつきましては、弁護士に相談しているところでございます。

また、規制条例の有無やその規制の内容の厳しさによって、より規制が緩い市町へ開発が流れるということが危惧されます。理想としますと、県による県内で統一した規制条例があるべきと考えますので、県の規制条例の制定をも要望していきたいというふうに考えております。

一度生じた公害を以前の状態に戻すにはかなりの時間と労力を要することになりますので、そういった事態を生み出さない施策を設ける必要があると考えておりますので、県の規制条例の制定をただ待つのではなく、できる限り早く条例案を提案できるように努力いたします。

次に、老人憩の家の用地購入と県道下田南伊豆線の拡幅整備についてでございます。

まず、老人憩の家の用地ですけれども、現在、老人憩の家の前面部分につきましては、平成27年に財務省立ち会いのもと境界を確定しておりますが、現況の道路部分だけでなく、防火水槽のある部分も市道の敷地であります。都市計画道路の整備のために必要となる国有地部分の面積は、しっかりした測量はまだやっているわけではないですけれども、おおよそ3平方メートル程度のものではないかと考えております。また、部分的には道路整備予定部分の外側まで市道の敷地となっている部分もありまして、道路整備に必要な国有地の交換という方法もございますので、先行取得の必要性はないと考えております。

県道下田南伊豆線の拡幅整備の関係ですけれども、市では、県道下田南伊豆線を災害時緊急避難道路として強く認識しております。市民の皆様からの拡幅要望を受け、道路管理者である静岡県からは地元や地権者総意の用地確保への同意が得られれば、事業着手との回答をいただいております。今後、関係する居住者の方や地元区の意向を確認していきたいと考えております。

現在、岩下地区で、伊豆縦貫道の建設工事に必要な最小限の用地買収に向けた測量を行っております。県道のほうの拡幅計画の詳細が明確にならない時点で土地の購入は手戻りのおそれがあり、困難と考えております。

要支援者にも配慮した実現性の高い対応策といたしまして、津波避難警報の発令時に消防署から佐倉医院へ向けての一方通行化を目指して、現在、公安委員会及び県と協議を進めている最中でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） それでは、下田市水道水源保護条例適用の必要性について、考えを述べさせていただきます。

水道水源保護条例での規制ですけれども、水道水源保護条例の目的は、水道に係る水質の汚濁を防止し、正常な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とするとあります。水道水源保護条例では、対象事業場を定め、そこから排出される物質が水道に係る水質に汚濁という悪影響を与えることを防止するよう規制しています。現在、水道水源保護地域では、椎原地区に稼働している施設、加増野地区で建設中の施設があるようですが、具体的に浄水処理した水道の水質に関する悪影響や水量に対する悪影響も確認されておられません。また、国においては、平成21年度分から厚生労働省のホーム

ページで公表しています水道の水質汚染事故等の発生状況、これにおきましても太陽光発電事業が事故原因だと特定する事故の報告は1件もございません。

太陽光発電事業によって水道の水質とまた正常な水の確保に支障を来すということは考えにくい状況にありまして、水源保護の重要性というものを勘案しても、対象事業場として追加する考えは現在持っておりません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 質問者にお諮りいたします。

ここで休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 2分休憩

---

午前11時12分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木芳紀君） それでは、私のほうから太陽光発電事業による乱開発規制条例の制定の中で、規制ではなくて、エネルギー自治として再生可能エネルギー事業に取り組むことが地域内経済循環を促すだけでなく、住民自治を推進させるのではないかというご質問に対してのお答えをさせていただきます。

再生可能エネルギーに対する取り組みは、地球温暖化の要因の1つである温室ガス排出の抑制や地産エネルギーとしての経済効果など、重要な取り組みの1つと考えております。再生可能エネルギー事業への取り組みは、仮にその優位性から官民共同で事業推進がなされるのであれば、地域経済循環のためには議員が例示されておりました飯田市や多治見市は、それぞれ方法とか規模は違うんですけども、そのようなできる限り外部資本の利用ではなくて、地元企業や市民による事業展開が地域内還元としてはよりよい方法であると考えております。

今後、再生可能エネルギーの事業展開につきましては、先駆的な事例などを研究いたしまして、庁内横断的に検討してまいりたいと考えており、事業の可能性がある際には、議員ご指摘事項も参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 私のほうからは、昨年12月定例会でもご説明させていただきましたが、老人憩の家につきましてご説明させていただきます。

老人憩の家につきましては、昨年、土地については、平成25年度に国と国有財産有償貸付契約を締結し現在に至っておりますが、施設解体後、更地にして国へ返還するという方針が決定しており、現在、地元区と協議を継続しているところでございます。

老人憩の家は、昭和48年12月25日竣工以来、約半世紀が経過し、この間情勢が大きく移り変わっております。現状では老人憩の家としての利用はなく、広岡3区のみのご利用でございまして、老人憩の家の機能としては、総合福祉会館が直近にございます。また、東日本大震災を経て、災害の危険が叫ばれる中、老朽化が著しく耐震化がされていない施設であり、安全が担保できない施設を市が公共施設として貸し続けることはできないということが喫緊の課題としてあることから、少しでもリスクを軽減させるために、平成30年4月1日より利用の制限を実施いたします。ただし、広岡3区で長年の懸案となっております祭典時の利用については考慮し、ご提示している期限まで祭典実施の7日間と練習期間の1カ月間のみの利用とするものでございます。

また、施設の維持管理に要する費用の一部として、毎年寄附金10万円をいただいておりますが、平成30年度からは廃止し、当初予算にも計上してございません。この10万円を広岡3区で有効利用していただくようお願いしたところでございます。以上のことについては、既に広岡3区にご了解いただいております。

今後は、祭典時の利用期限について、国有財産有償貸付契約の期限が平成31年12月24日でございますので、平成31年8月31日を祭典時の利用期限とすることを目標に、引き続き広岡3区と協議を継続するところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 答弁漏れはございませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） いろいろご答弁いただきましたけれども、どういう答弁であったのか、確認をしたいと思えます。

臨時職員の待遇改善、特に賃金については、直ちに他町村並みに引き上げるというご答弁をいただいたのか、いただかなかったのか、はっきりしていただきたいと思えます。ぜひと

も、少なくとも賀茂における他の町村と同等の賃金にさせていただきたいと。下田市が時給においても日給においても下にあるというようなことでは、やはりまずいのではないかと思うわけであります。

そして、150人からの臨時職員の方々が法的な根拠を持っていないと、こういう答弁でいいのかどうか、確認をしたい。地方公務員法22条の5項と6項、あるいは2項を照らしましても、該当していないと。それは、残念ながら下田市だけではないということは言えようかと思えますけれども、当局自ら法的なものを守っていないながら、採用の件については法を守るんだと、そんな勝手な解釈で、例えばタイピストの人を長年雇っていますよね。その人を直接採用できませんよと、また採用試験をやるんですよと、こういう形でやって、役所が回ってきますか。回っていかない事態になるんじゃないかですか、150人からの人たちを。

介護士にしましても保育士にしましても、各それぞれの地域で引く手あまたでその人たちが少ないという状況の中で、下田市が低い賃金に臨時を据え置いていると。しかもワーキングプアと言われるような200万円にならない、行っても16万円、17万円以下の賃金に据え置いているんじゃないんでしょうか。しかも、物件費としてこれをやっている。議会のチェック項目も、ただ賃金の予算のところだけしかない。こういうところは改めていただいて、職員の賃金の引き上げの議案と一緒に、議案とする必要はないのかもしれないけれども、やはり参考資料として議会に提出して、臨時職員の待遇改善に当局として力をはかっているんだと、こういう姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、水道水源の影響がないので、今改善する必要はないんだと、とんでもない答弁を寄越しています、僕に言わせれば。副市長のほうは、稲梓地区の水質、水量等を含めて検討する必要があると、こういう答弁を寄越しているんです。ところが、担当の水道課長は、そんなもの影響がないんだからやる必要ないんだと。影響が出てからそんな条例をつくって、何の意味もないと。

隣のゴルフ場については規定があるわけです。それは芝の管理や農薬をまくということがあろうかもしれませんが、開発中の水量の変化、水質の汚濁、土砂流れ、土砂が流出する、これらのものは現在の下田市の水道水源保護条例の中にきっちり規定がしてあるわけです。しかし、つくった当時には太陽光の開発がなかったから、その明示がないだけでありまして、内容的にはそういうものは規制できるという内容に水源保護条例はなっているんです。しっかり読み直して、その姿勢を改めていただきたい。下田市の水源が汚れてからもとに戻そうと思っても、そんなことはできない相談だと、こういうことになるということは、

隣の建設課長も言っているんじゃないですか。

ところが、担当の水道課長は検討する必要があるんだと、こんな答弁は撤回してください。少なくとも検討してみましようぐらいの答弁がなぜできないの。はなから検討する必要はないなんて、環境保全について何を考えているんだと、水道課長たるものがと、こういうことになろうと思いますが、副市長はどうですか。後ほど、責任者としてご答弁をいただきたいと思います。

ですから、賃金については早急に引き上げると、そして、待遇改善等についても、賃金のみではなくて人件費として扱うということであれば、議会にその報告をきっちりしてチェックを受けると、こういう姿勢をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、臨時職員の多く、100人近くは教育委員会で抱えているわけであります。学校、用務員、あるいは保育士、幼稚園教諭、これらの実態が教育長としてこのままでいいと、見過ごしていいような課題ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

そして、この2歳児以下の育児休業の子供が28年は2人、29年は3人いるということでございますが、ご案内のように、2人目の保育所へ入れる子は半分、3人目は保育料を無料にすると、こういう形で子育て支援をしようと、こういうまちと違うんでしょうか、下田市は。そういう施策をしている一方で、2歳児以下の子供は育児休業をとった、しかも3人の子供を育てるといようなことは、市として特例してもいいような応援しなければならないような夫婦だと思うわけです。その人たちの子供を育児休業をとったんだから、2歳児は園から出てくださいよと、こんな措置をされていていいのかと。

市が行っております市民向けの多くの政策は、国の規定以上のものをやられていると思います。あるいは国の規定のないものもやっていると。お尋ねしたいと思いますが、そうしますと、この2歳児以下の子供の中途入所は28年、29年、何人あったんでしょうか。中途入所がなかったとすれば、その体制はできているわけですので、ぜひとも、お母さんのほうで断ってくるというならともかく、市のほうで退所を迫るといような姿勢は改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、老人憩いの家の用地でありますけれども、当初の方針どおり国に返すんだと、まさに福井市政の行き方は、市民の要望には応えずに自分の決めたことを突き走るんだと。自分が決めたその内容というのは、行政改革大綱ではないんですか。行政改革大綱がいかにか今日と矛盾し始めてきているかと。僕に言わせれば足湯もそうです。今後のここも市民のために町の活性化のために使ってほしいというこの市民の要望を足蹴りにして決めたとおりに進

めるんだと、こういうことですから、そして、この路線はご案内のように、県道下田南伊豆線に旧町からつながっていく路線であります。

そうしますと、用地交渉が大きな課題になって、その体制を地元でつくってほしいと、こういうことですが、都市計画道路であるとか、一定市民がこの道を広げてほしいと、これを受けとめる姿勢からいえば、市の体制としても、用地交渉の用地を取得していくという検討委員会なり検討する職員を、それに携わる職員を充てていくということが必要になってこようかと思いますが、それらの方向について……

○議長（竹内清二君） 残り時間5分となります。

○13番（沢登英信君） 以上、お尋ねします。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、再質問の中で、再生可能エネルギーの規制の関係について、ご答弁させていただきます。

大変申しわけございませんでした。担当課長と私の答弁に齟齬があるかのような印象を与えてしまったことは申しわけございませんが、担当課長といたしましては、いわゆる水源保護条例の所管課長の立場といたしまして、条例の対応としてはそういう認識を示したものと思います。一方、私のほうは、市内全体的な再生可能エネルギーの規制の条文の中で対応できないかという観点から考えますと、先ほど答弁申し上げたとおり、水道水源保護条例については、ご案内のとおり、稲梓地区に限定されております。一方、沢登議員のほうはある意味で言えば、蓮台寺川のほうの関係も心配されているということであると思いますので、であれば、この条例の中に同意の基準条項を設けておりまして、それを規則の中で対応できるような、水道水源保護条例と同等ぐらいの効果があるような対応をしていきたいと、そういうふうにご検討しておりまして、先ほど答弁させていただいたわけでございます。

したがって、先ほど、課長のほうは、あくまでも上下水道課長という立場の中でご答弁させていただいたというふうにご理解いただきたいと、そんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私のほうからは、臨時職員の対応ということで少しお話をさせていただきたいと思っております。

現在、サンライズ、先ほどから話に出ている組合のほうからも臨時職員についての待遇改善等についての要望書等も出ておりまして、協議をしている段階であります。私たちとして

は、できる限り待遇改善ということで、人事担当も含めて協議をしながら改善に努めていきたいと思います。なお、今までずっと不補充できて、退職される方がいると不補充というようなことでずっときておったわけですが、ここ3年、退職される方が出た場合には、正規の職員をということで、少しずつですが、退職に対しては正規でということで何とか確保しているのが現状です。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 賀茂近隣町と同等な単価に直ちに引き上げる考えはないのかというようなご質問だったと思いますけれども、先ほどもご説明申し上げました月額制を導入したりですとか、改善には努めているところでございます、直ちにできないのかというお話について、ここではちょっと明言を避けさせていただきたいんですけれども、改善を一切していないわけではなくて、今、サンライズのお話も出ましたけれども、サンライズとも話し合いをしながら、種々賃金面だけでなく環境を改善してきている実態がございますので、ご理解いただきたいというように思います。

それからあと、法的根拠に基づかない任用ではないのかというお話ですけれども、不十分かもしれませんが、22条第5項に規定する形と、それからあと、育児休業法等に関する任用という形で、繰り返し任用をしている22条には合致しないのではないのかというお話だと思いますけれども、その辺についても改善をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それからあと、物件費の件なんです、これは申しわけございませんが、統計上の分類の問題でございます、決して私どもが物扱いしているというようなことではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 2歳児対象の件でございます。やはり先ほどもちょっとご説明申し上げましたけれども、各市町村の判断というようなことで、当市につきましては、3歳以上児については認めておりますけれども、2歳未満については退所願っているという部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、年度当初には待機児童はおりませんが、年度途中の入所者が待機しているというような状況もございます。

県内35市町のうち、無条件で育休を認めているというところも15市町程度ございま

す。当市と同じような状況で、3歳以上児を認めているというのが県内で6市町あるという  
ような状況でございます。こちら参考でございます。やはり、年度途中からの入所に備えて、  
年度当初から保育士を確保すると、そういうことができれば一番簡単なんですけれども、な  
かなかそれも難しいという中で、それからまた、年度途中に保育士を確保すること自体も非  
常に難しいという状況で、やむを得ずこういう体制をとっているというような状況ござい  
ます。

先ほどちょっとご質問がありました退所と入所の状況がどうなっているかというようなお  
話でございますけれども、育休で退所された方につきましては、先ほど申し上げましたよう  
に、28年度が2人の29年度が3人でございます。ちなみに、全体の退所と入所の状況ござ  
いますけれども、28年度については39の方が途中で退所され、途中で入所された方は45人  
です。うち2歳児以下にしますと、平成28年度については20の方が途中で退所されて、34  
の方が途中で入所しております。この退所の理由についてもいろいろ転出であったり、仕  
事を離れたりというような理由もいろいろあるかと思えますけれども、そういう状況ござ  
います。

ちなみに、29年度につきましては、途中退所が28人、うち2歳児以下が10人、途中入所が  
29人で、2歳児以下については25人が途中で入所されたというような状況でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、道路拡幅の用地交渉ということですが、都市  
計画街路山岸岩下線と位置づけている部分の市道部分に関しましては、当然、事業主体は下  
田市として、実施の際には個別に用地交渉に当たることになると思えますけれども、県道部  
分まで市が直接個別の交渉を行うのかということ、そこはそうではないと認識しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 先ほどから、市長が市民の言うことを聞かないということを言って批  
判を受けているんです。言うことを聞かないというのは、沢登議員の言うとおりにしないとい  
うことが意見を聞かないということじゃないかというふうに思うんですけれども、私はい  
ろんな意見を聞いて、これが言うことを聞くということなんです。だけれども、決めるの  
は私が決めさせていただくと。それは、いろいろ総合的に判断をして、先見洞察の力を持っ  
て判断をさせていただくということでございますので、それは言うとおりにしないというの

と意見を聴取しないということは違うということを認識していただいて。

以上です。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） 沢登議員おっしゃるとおり、事が起きてからでは当然遅いという認識は当然持っております。ただ、先ほどの答弁の中で例を挙げさせていただきましたが、厚生労働省への事故報告ですね。こちら健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供についてということで、厚生労働省から、我々水道事業者は全て事故があった場合、情報を提供しなければならないという義務を負っております。こちらが厚生労働省のほうで平成21年の分からどなたでも見えるように、水質事故について公表されているわけなんですけれども、太陽光発電、歴史的にもあると思います。

その中で全国で考えたときに、下田だけじゃなくて、水源の地域に太陽光発電は当然建設されていると思います。具体的にどこだということは、ちょっとそこまでわからないんですけども、その中で、21年度からの水質事故で太陽光発電が原因で水質事故を起こした、水道の水質ですね。水道というのは給水された水道です。そこに事故が発生していないということでございます。

それからもう一つ、市内のことで懸念されるのは、4月18日、椎原で土砂災害があったということで、そちらは、うちのほうは着水栓に入ってくる水の検水をしているわけですね。1つには濁度をはかっている。濁りです。それをはかっているわけです。また、検水というのは、そこに水槽を設けまして、金魚を飼っているわけです。その4月18日なんですけれども、17日と18日、主に17日ですか、まとまった雨量があったと。そのときの原水濁度、18日に最大濁度は59.6 p p mというのが発生しております。ただ、大雨のときというのは、夏場の大雨なんかは100 p p mを超えるような濁度もあって、それはじゃ、このときも含めて原因はそこかと言われますと、そこだけじゃない、水源地域全体から濁りが集まってくると。そこだけ規制するような対象のものじゃないというふうに考えております。

また、河川工事なんかにおきましても当然水を濁らせるということがあります。それを防止しろというふうに言った場合、どういう対策になるか。濁りを取るということは、結局はうちのほうで浄水している、凝集剤を添加して沈殿させてろ過する。それを前処理として義務づけるぐらいしかやりようがないわけで、それは浄水処理で可能といいますか、我々の水道、きれいな水を送っているわけですから、全然、全然という言い方はまたおかしいかもし

れないですけれども、影響は非常に低いと。

そういったことを考えると、じゃ、太陽光発電事業が水質的にどんな影響を与えるかといったときに、ちょっと考え及ばないというところでありまして、また、副市長が答弁していますように、全体の条例の中で規制をしていくと、市の全域について規制をしていくということでもありますので、水源条例、そこに特化して条例の中に対象事業として盛り込むという考えは、今は持っていないということをお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 答弁を後ほどということですので、市長と統合政策課長に期待をしたいと思います。

途中入所等が35市町村のうち15市町村で独自の措置をして、対処しなくていいようにしていると、こういうことから見ましても、ぜひ教育長、対処しなくて済むように、15の市町村にならうようなまちづくりをしていただきたいと、しかも早急にしていきたいと、こういうぐあいに思うわけです。定員はオーバーしていないわけですから、そういう保母さんをきっちり雇って対応するということさえ心がければ実現できる課題ですので、ぜひお願いしたい。

それから、水道課長にお尋ねしますが、下田市の水源保護条例の中には、宅地分譲についての規制があるんです。ところが、この太陽光は、宅地分譲以上のあるいは同等ぐらいの開発をするんです。全ての樹木の根まで抜いてしまうと、こういう作業をしてパネルを設置していくわけですから、宅地造成のほうは稲生沢地区の水源まで規制をしておいて、ただ条例をつくった当時に太陽光という文言がなかったために規定がしていないだけであって、宅地造成の規定以上の内容の50万とか60万ヘクタールというような開発が考えられるわけですから、1ヘクタールぐらいの椎原程度のものではないと。大規模な開発がこの稲生地区に押し寄せてきつつあるんだと、こういう認識を持たなかったら、条例をつくる意味がない。今のところ問題がないから検討しなくていいんだと、こういうことでは私はいけないと。見直していきたいと思います。

それから、広岡の老人憩いの家の用地については沢登の見解であって、市民全体の見解ではないと、高いところから判断すると、これは対応しなくていいんだと、こういう見解のようではありますが、もう一度、市長自ら、そうであれば区長さんや地元の人とお話し合いをしていただきたいと。担当課長に任せないで、たまには市長が散歩がてら、町の真ん中ですから、

そんなポケットパークをつくるよりも市民が要望しているパークをつくられたほうが私は結構じゃないかと、こういうぐあいに思います。

それから、県道下田南伊豆線の沿線には河川が流れております。平滑川の上流になるわけですね。この上の管理は下田市になっているわけです。ご案内のように元臨港線ですね、了仙寺さんの前あたりの道路の拡幅につきましては、道路の下に河川を拡幅して暗渠にして、道路拡幅をしていると、こういうことですので、ぜひともそういう手法も検討しながら、河川と道路の関係を上手に使って、下田市と県と協力し合って拡幅を実現をしていただきたいと、このように思うわけです。

市の指定道路じゃないので、そういう体制はとらないよという担当課長のご答弁ですけれども、これは、本当の意味での市民の長い間の要望でございますので、県道であるからと言わずに、市道並みの体制をとって拡幅方、努力をしていただきたいと思います。そういう体制をご検討いただけないでしょうか。市長に直接お尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 県道の件でございますけれども、市としては、そういう体制をつくるんじゃないかと、側面からご支援するということでやっていきたいというふうに思います。やはり県に対しては、40年前、10年前、そういう活動があったときに、いろいろ何か将来支障があるようなこともあったようでございますので、そういう点は、やはり直接要望活動されている方々でやっていただいたほうが県との信頼感ができるんじゃないかというふうに考えておりますので、側面からご支援いたします。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） 先ほど宅地分譲地以上の開発がされるということで、宅地分譲が例に出されましたけれども、水源保護条例のほうでこの宅地分譲というのがどういうふうに規定されているかといいますと、まず、大もとのほうでは、リゾート関係事業といたしまして、それを規定のほうで、ミニゴルフ場、パターゴルフ場、マンション、ホテル、ペンション、旅館、簡易宿泊施設等、それからレストラン、食堂等と別荘地ですね。この宿泊系のものとか別荘地は計画対象人員が101人以上のものというふうに規定されておまして、それに対する事業計画上の関係なんですけれども、それらの施設から排出されるし尿、生活雑排水を含む生活系排水、これが河川の水質汚染を防止するため基準をつくるということで、BODでありますとかSS、COD、水質イオン濃度、それから合成洗剤ですね。これらに

ついて規定しているものでございます。

開発は当然大規模なものが押し寄せてくれば、それは問題視する必要があるのではないかと  
いうことなんですけれども、これもこの関係につきましては、実際の水質に関してという  
ところで、規模の問題ですね。そこについては、今検討中の条例のほうで規制がされるとい  
うことで、うちのほうの水源保護条例においては、対象事業場にのせる考えはないというこ  
とを申し上げました。繰り返しになりますけれども、別荘地等は規模のことも当然、101人  
以上とかというのものもあるんですけれども、そこで排出されるし尿とか生活雑排水、こちら、  
合併処理の基準を設けてあるものでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） それでは、今の沢登議員の答えに対しまして、教育委員会として  
も、鋭意努力をしながら少しでも待機児童を少なくしていくように努力したいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 太陽光の条例であります。私は、例の大沢の産廃の問題を取り上  
げてみましても、条例のみで規制をするということはなかなか困難だという点があります。

しかし、条例があるとないとでは……

○議長（竹内清二君） 時間となります。

○13番（沢登英信君） 大変な状態になるので、地元の人たちと反対者と行政が業者とつな  
ぐという……

○議長（竹内清二君） 沢登議員、時間となりますので、発言のほうを恐縮ですが、おやめく  
ださい。

[発言する者あり]

○議長（竹内清二君） 副市長、答弁できますでしょうか、今の質問で。

[発言する者あり]

○議長（竹内清二君） これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

では、これより午後1時まで休憩といたします。

午前11時47分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位4番。1つ、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2つ、中学校再編に伴う通学路について。

以上2件について、1番 進士為雄君。

〔1番 進士為雄君登壇〕

○1番（進士為雄君） 明政会の進士為雄でございます。

私のほうから、2つのテーマで質問したいと思います。

まず1点目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。もう一つは、中学校再編に伴う通学路についてということですが、2番目の中学校再編についての話については、先日、滝内議員、土屋 忍議員のほうから質問がありまして、内容的には私と同じようなところもございまして、ほとんど答弁の中で答えていただいたので、その件については、最後に少し要望的なところで締めくくりたいと思いますので、答弁のほうはさほどないかと思えます。

一番最初の総合戦略についてですけれども、日本が少子高齢化社会にあることは誰でも知る常識であります。当市においては、残念ながら、全国に比べさらに深刻な状況にあるということは言うまでもないことです。この数年の人口減少から、仮に子育て支援や移住政策が成果を上げたとしても、効果が出るのは早くても20年、30年先であることは、現在の子供の数や若い世代数から推察できることで、2040年には、人口問題研究所の推計で1万5,000人程度に縮小することは容易に想像できることではないでしょうか。

総合戦略では、下田市の将来人口ビジョンの2040年出生率を2.07、稼働率ゼロを目指すことで、さまざまな戦略を用意しております。その目的は、人口減少に歯どめをかけて、誰もが安心して生活できる活力ある地域社会を目指すとあります。では、そのときの人口は1万5,000人程度と考えているということでしょうか、伺います。

総合戦略では、さまざまな施策に数値目標が記載されていますが、肝心の経済目標値が掲げてありません。生活には経済が欠かせないことではないでしょうか。総合戦略の中で、問題指摘として、人口が減ることによって地域経済の縮小や労働者不足を招き、地域社会基盤の維持も困難になるという指摘もあります。では、地域経済をどのように考えていますか。

具体的にいえば、企業の所得を含めた市町所得はいかほどに考えておりますか。例えば26年度、県下で35市町の中、29番目の253万7,000円とあります。具体的にこの数字をどのよう

にお考えになっているのかお聞きいたします。

また、総合戦略では、一番最初のところに、グローバルな交流と地域資源の活用とありますが、目標値で掲げているところは今まで行ってきた延長線のこと、いわゆるヨソモノの考えというものが余り入っていないと。私はそういう考え方を入れるべきだろうと思います。例えば、労働者不足や移住促進のためにも、フルシーズン利用可能な海岸整備のアイデアを募ってその管理運営を任せることや、温暖な気候を生かした産物生産に取り組み、支援することなど、私の私案に過ぎませんが、積極的に斬新なアイデアを取り入れる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上のことについて答弁をお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、進士為雄議員のご質問にご答弁させていただきます。

全般的には、経済の活性化について問われているというふうには考えているんですけども、昨日、所信表明演説をさせて、施政方針を述べさせていただきましたけれども、その中で盛り込んでおります。やはり観光業を主体とした振興と経済の活性化は密接なものであるということと、そして人口減対策ですね。その2点を重視をして、これから下田の再興のために努めていきたいというふうには考えております。この考えは就任当初から変わっておりません。

そして、平成52年度の1万5,000人程度の人口に対して、今までのスローガンは変わらないのかということでもありますけれども、1万5,000人になっても、やはり下田市として住みよいまちをつくるというのは、非常に重要なことだというふうには考えておりますので、将来もこの方針で私は続けていきたいというふうには考えております。

経済の活性化という観点から申し上げますと、1つは、もうこの地域の中で経済を循環させるんじゃなくて、外貨を獲得するということが必要じゃないかというふうには考えております。外から資金を入れる、お金を落としてもらおう。外から来た人にお金を落としてもらおうとか、そういう考えもこれから重視していかなければいけないんじゃないかというふうに思います。外からの資本を入れて、特に、これは企業誘致が重要だというふうに思うんですけども、ご存じのように、下田は広大な土地がありませんので、今までやってきたようにIT企業等を主体とした企業誘致に力を注ぎたいと。

もう一つは、外部の資金を導入して、できたら大規模開発をしてもらえたらというふうには考えております。これは、民間企業あるいは国とか県の資金も含めてでございますけれども、

例えば公園法といろいろ絡むかもしれませんが、非常に適地があると思うんですね。尾ヶ崎ウイングの北側の広大な土地とか、あるいは三穂ヶ崎、そしてタライ岬、あるいは、もう民間企業の所有になっておりますけれども、下田ドックの跡地とか、そういうところも外部の資金でやっていただくような方策をこれから考えていかなければいけないというふうに考えております。

また、この総合戦略の中に経済指標がなぜ示されなかったかということなんですけれども、これはなかなか国と違って、国は日本銀行を持っていますから、そういう発券したり、非常に金がない場合は金を補充したり、あるいは政府の銀行とか銀行の銀行、あるいは金融政策を国としてはできるんですね。そういうことで所得倍増計画とか、あるいは日本列島改造論とか、最も近い例としては、アベノミクス三本の矢とか、そういう大きな経済政策ができるんですけれども、地方自治体としては、なかなかそういう面で国の経済に左右されるという面で、指標を示すのは大変困難なことじゃないかというふうに考えております。

市民の個人1人当たりの平均所得が県の平均よりも約70万円も低いという点については、これは肝に銘じなければいけないというふうに思っています。もう構造的な欠陥が生じているんじゃないかというふうに考えております。それは、やはり人口2万2,190人のうち、大体15歳以下が2,200人で、15歳以上64歳以下、労働人口が1万1,600人、そして65歳以上の方が、いわゆる高齢者が8,800人という人口の構成そのものがなかなか生産の効率性に結びついていないんじゃないかということで、税金も非常に減っていると。固定資産税については、ほかの市と比べるとかなり少ないものになっているということで、土地の値下がり非常に影響しているんじゃないかというふうに思っております。

経済そのものは、いろいろと総合的な観点から考えていかなければいけないと、これは指数だけでなく精神的なものです。閉塞感になると貯金して将来のために蓄えようとか、消費が向上しないというふうな状況もつくり出されるということで、負のスパイラルがずっと進んでいくんじゃないかというふうな懸念が強くなされております。そういった面で、大きな閉塞感を打開するためには、伊豆縦貫自動車道を早く引いてもらって、経済の循環等に活用していきたいというふうに考えています。総括的な面は、私から以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 経済目標値についてと、それから外部からの考えも入れるべきではないかといったご質問について答弁させていただきます。

下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成26年に公布されたまち・ひと・しごと創

生法に基づき、平成28年3月に策定いたしました。平成27年度から平成31年度を計画期間に、下田のプレゼンス向上のための観光づくり、下田の魅力を生かした交流産業づくり、下田の未来につなげる人づくり、下田に暮らし続けられる地域づくりの4本柱で基本目標を構成しております。下田に仕事をつくることで人の流れを生み、子供を産み育てられる環境を整備するとともに、まちに活力を取り戻すことを目指しております。

この計画は、国の通知により、事業の実効性を担保するため、各施策にKPIの設定が求められていることから、基本目標及び個別項目に数値目標を掲げております。今回の計画策定におきましては、毎年度実施する事業効果の評価を前提に据え、国通知の指標例などを参考に、目標とその評価が明確に関連できる指標を用いたところであり、基本目標に対する指標としては、観光交流客数、宿泊客数、市場納入生産登録者数、タウンページ掲載店舗数、年齢別婚姻出生等各種人口統計などを使用しております。

議員ご指摘の市民所得等の経済指標でございますが、地方の市町においては、経済指標用の単独の統計ではなく、複数の統計調査を関連させた数値を用いて算出するため、個別の事業の実施とそれから派生する成果との関連が見えにくいということから、採用しなかったところでございます。

市町民所得の状況でございますが、静岡県が発行する静岡県の地域経済計算によりますと、平成26年度の企業所得を含めた下田市の市町民所得は253万7,000円とされています。県平均が322万円、伊豆地域が251万3,000円とされ、県下35市町中29番目とされています。この所得の内容を見ますと、他市町に比べ企業所得が小さく、また、小規模の企業が多く見られます。

また、平成20年度と平成29年度で比較いたしますと、下田市の課税における平成20年度の法人数は883法人、平成29年度では781法人で、102法人減少しております。特に、資本金等の額が1,000万円以下、従業員50人以下の中小零細の個人商店などが86法人減少しています。個人事業を中心とする小規模な企業が多く、市内経済を牽引する大規模な製造業等がない下田市におきましては、人口減少、高齢化と比例して、依然として厳しい状態が続くものと思われれます。

総合戦略の推進に当たりましては、こうした状況を十分に認識し、成果の見込める着実な経済活性化対策の実施に努めてまいりたいと考えております。なお、総合戦略につきましては、本年度第1回の事業実績評価を行い、各事業について実施状況の点検を行い、各項目の実施状況やその成果についての検討を行ったところであり、より効果の見込まれる事業展開

に努めていきたいと考えております。

本計画も既に終盤になっていることから、計画上の指標項目は維持し、毎年度の事業実績評価により適切な進行管理を進めていきたいと考えております。また、その後の本計画の取り扱い等につきましては、国の動向について情報収集に努めて、適切な対応を図りたいと考えております。

それから、外部の方の考え方をというお話につきましては、地域としての閉塞感が否めない中で、地域活性化や企業誘致、移住促進に向けて、外部からのアイデアの導入は新しい動きに向けた大きなきっかけになるものと考えております。

本年度も外部講師を招いた活性化講演会を開催させていただいておりますが、この流れを発展させて、来年度は、全国の活性化に成功している地域から招いた外部人材と地域の意欲ある市民の方が協働して、地域活性化について考え行動していける仕組みづくりを新規事業として検討しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、外部からの斬新なアイデアを取り入れるべきではないかというご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

観光交流課といたしましても、従来とは異なる外部からのアイデアをどのように取り込んでいくのが重要と考えており、現在、地域おこし企業人、地域おこし協力隊等を導入しているところでございます。現在、下田周辺地域を考えてましても、ヨソモノと言われる方々が多くの面白い取り組みを行っており、このような人たちの力を結実していくことが大切というふうに考えております。

海でのアイデア等につきましても、現在、地域おこし企業人とともに民間のユニークな取り組みを行っている人たちからの意見を聴取しておるところでございますが、こうしたアイデアを具現化するだけではなく、情報発信力が不足しては、どんなによいアイデアであっても、切手のない手紙のように、下田市の魅力が十分に外部に届かないこととなります。

現在、我々の情報発信力はまだまだ不十分とも考えておるところでございますが、ここにも斬新なアイデアを取り入れまして、デジタル、紙、人といったあらゆる媒体を利用した情報発信、インバウンド対策におけますリマーケティングを活用した広告宣伝等さまざまなアイデアやヒントを取り入れることで情報発信力の強化に努め、積極的に下田市の魅力を国内外に発信してまいりたいと考えておるところでございます。

さまざまなアイデアを実現するためには、さまざまな関係者との調整も必要になってまいります。関係各所と協議、連携しながら、1つでも多くのアイデアを実現させていければというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからも、フルシーズン利用可能な海岸整備のアイデアとあと温暖な気候を生かした産物生産の取り組み、支援についてということでございます。

フルシーズン利用可能な海岸整備のアイデアについてでございますが、夏期に海水浴場として利用されている海岸におきましては、議員ご存じのとおりであります。産業振興課が所管する5つの漁港区域のうち、海水浴場は外浦、吉佐美、吉佐美は多々戸、入田でございます。及び田牛漁港区域でございます。フルシーズン利用可能な海岸の整備につきましては、所管する補助事業の海岸環境の保全創出を目的とした海岸環境整備事業での検討に加えまして、先ほど観光交流課長の答弁にありました観光振興的な要素につきましては、観光交流課等と調整を図っていく必要があると考えております。

続きまして、温暖な気候を生かした産物生産への取り組み推奨支援につきましてでございます。

現存する1次産業を継続しつつ地域資源を生かした新たな取り組みが必要であると考えております。具体的には、資源の地域内循環におきましては、森林、竹林整備から波及した木材チップ化及びバイオマス発電、産物生産といたしましては、整備された森林、竹林におけるタケノコや山菜の栽培及び商品化、また、現在、事業推進しておりますオリーブの将来的な6次産業化、さらには水産物の商品開発等が考えられるところでございます。これらにつきましても、外部からの人材を呼び込み、移住・定住と連携つけることにより、波及的な効果が生まれると考えております。

また、衰退しつつある農業におきましては、農業次世代人材投資資金制度等の新規就農者に対する支援制度を積極的に発信することによりまして、地域経済の基盤となる1次産業の人材確保に努めるとともに、子育てが一段落した世代や退職を迎える世代を新たな就農対象者と捉えまして、農地の確保、農地技術の支援等を図ることにより、就業者の確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 答弁は答弁で聞いておきますけれども、自分が言いたいのは、要するに雇用をどうするか。所得もそうですけれども、観光、観光と言いまして、この目標で、例えば320万の観光交流人口を目指していますよね。宿泊を100万人と。それで安心した生活が取り戻せるんですか。私はそうは思っていません。やはり雇用の質を高めた、そういう労働者を増やすとか働く人を増やすとか、そういう職場がいっぱいあることが所得にもつながることだろうと思いますけれども、具体的にはそういうところの中で、今、産業振興課長のほうで言われましたバイオマス、オリーブ、これはこれが順調に進めば、一定の雇用になろうかと思えます。それについては進むことを祈っておりますし、評価もしております。ただ、それでどれだけの雇用かという、10人、20人なのかわかりませんが、その程度だと。そういう小さな事業とか取り組み、それを増やすことによって50人、100人にしていく。そういう努力が必要だと。そういうことは余りよく書いていないですね。

一番最初にこれであるように、1ページ目には、地域資源の活用ということを書いていますね。2ページ目に行きますと、問題点として、人口が減ることによって地域経済は縮小だ、人手不足を招き、地域社会基盤の維持も困難になると指摘をしているわけですね。これを解消するためにどうするかということですよ。ですから、その目標値が先ほど言う観光が、確かに市長が高校生のときか何かわかりませんが、その頃にこちらに住んでおられたときは、今の数とはとてつもない違い、数字が来ていたと思うんですね。

例えば民宿がよくはやった頃、私の家は民宿をやっていませんでしたが、隣近所からあふれたお客を泊めてくれないかというほどいたわけですね。ですから、今の300万人の3倍もいたかもわかりません。でも実際それを3倍にしろということはなかなか難しい話で、何かというと、社会状況が変わっていますよね。要するに、高度成長のときは労働者が中流感覚とか、全てが中流労働者とか、そういう意識を持って観光も余り多様化していませんから、夏になれば海水浴、冬になればスキーみたいなワンパターンの中で、どっそこ押し寄せてきたと。会社にすれば、斜陽族という形で、会社から一定のお金が出て、積み立てをしたバスの貸し切りの人たちがどっそこ押し寄せてきた、あの頃の単価と今とそういう面ではさほど変わっていない。ホテルなんかも。

そういうものが今は、旅行にしても個人旅行の社会。労働者も格差の社会というふうに変ってきているにもかかわらず、この総合戦略の中だけではなく、観光政策も同じなんですが、漠然とどういう人たちをターゲットにして、観光をちょっといやらしい言い方をすれば、

商売として考えれば、ターゲットを絞るということも大事だろうと。そういう面からすると、今、格差社会になって、ある程度お金を持っている方と契約社員がもう4割以上にも増えているこの時代の中で、どういう形で観光をやっていくかという方針はほとんど書かれていないんですよ。

本来、やっぱりそういうところを書いて進むべきだろうと。ですから、確かに経済指標として、所得を幾らに持っていかと、ちょっと所得のつくり方がよくわからないので大変申しわけないんですけども、それが今250万円が300万円になるかというような漠然としたことが何をもってできるのかというのは、ちょっと私のほうからよくわからないんで、申しわけないんですけども、であれば、ある面では新しい産業に取り組んだり、今言う気候に合った、先ほど産業振興課長のほうからもありましたけれども、タケノコとか山菜とか、今までそれは恐らく50年ぐらいはそういう産物を出していたんですよ。それで一定の収入もあった。だが観光に走って、もっといえば要するにサラリーマン化して東京に移ったことによって、みんなやり手がなくなって、今荒れ放題になっているわけですけども、実はそういうところに対して、まだまだ生きていけるんだろうというか、再見直しの中に、ある程度の所得も生まれるんだろうなど。

その1つのいい例がバイオマスですよ。昔は炭焼きをやって一定の所得とした。それがエネルギーの革命によって、山の木を相手にしなくなったんだけど、それによって弊害がどんどん出てくるわけですけども、ここに来てそれが使えるようになってきたと。それについて積極的に当市ではやっているということは評価するわけですけども、そういうものというのは、見直そうと思えばいろいろとあると思うんですね。

今、特に応援隊の方たちも来ておりますけれども、例えば漁業一つとっても、後継者がいない。だけれども、エビ網等を聞いてみますと、200万円、300万円の所得はあるという話がありますよね。例えば海岸一つとっても、夏だけしか使われていないと。でも、実際は、真冬の風の強いときは別にしても、11月頃、これから春になると、もう土日は頻繁に海水浴場に来ていますよね。

そういう来ているけれども、実は経済につながっていないというのは、受け入れる施設がないと。例えば、それが喫茶店なのかレストランなのか、はたまたグランピングですね。キャンプのちょっと高級化したような、ああいうような施設もないと。そういうことを考えていきますと、そういう一つ一つの、例えばグランピングができるような整備をすると。それによって、間違いなく人が来れば雇用がくるわけですね。

ですから、今、PR不足だとか何かで、観光課としてはこれからもっともっと情報発信していきたいと言いますが、情報発信したところでも、受け入れる施設がなければ雇用にはつながっていかないですね。

ですから、田牛で龍宮窟がございますよね。毎日頻繁に人が来ているようです。バスも来ています。しかし、それが受け入れ施設といえ、もちろん龍宮窟は受け入れ施設なんですけれども、その周辺に休むところも何もないと。そういうところを一つ一つ小さな仕事になるのかもわかりませんが、積み上げていったところが経済につながってきたり、雇用につながってくると。

そういう具体的なアイデアとかやっていくことを総合戦略の中に目標として入れることもできるわけですよね。この中では、見直しありきを言っていますよね。ですから、例えばもう既にしーもんの体験、年間350人ですよね。今一千何百人とか来ているとかという話がありますよね。当然これだっただけで上方に上に直すんだらうと思いますし、そういうことを考えてくると、もう少し直接雇用につながる具体的な施策を、例えば10やるのか、そういう目標だっただけでいいと思うんですね。具体的などころ。それじゃないと、なんだかわからないですよ。

市民は何を言っているかという、下田に働く場所がないと言っているんですよね。働く場所がないから、自分の息子が都会に行ってもしょうがないと、聞いていますよね、そういう言葉は。そうすると、下田市としたら、働く場所をつくるということが一番大事なことです。ですから、バイオマスで10人の職場ができるか何人の職場ができるかわかりませんが、例えば、新庁舎とか新中学校、プール、市民会館とか福祉会館、ああいうところをバイオマスを置きかえたところ、どれぐらいの光熱水費がかかっているか。直接それが5,000万円あるとすれば、5,000万円が地域資源を生かし、雇用につながるわけですね。

ですから、そういう面では、例えば海岸一つとっても、今、産業振興課長が言われた漁港区域というのは市が管理する区域ですよね。ある程度自由が効くわけでもないですよね、公有地ですから。でも、管理している中ではやりやすいところがあるわけですね。ですから、そういうところを四季に訪れ、そこに雇用が生まれる施策をつくると、そういうものをこの目標の中に入れてほしいわけですね。それによって、向かっていくという。

ですから漠然として、経済が国がやることだから難しいよとかというのではなくて、じゃ、それにつながる何をやるかといったら、雇用を増やすわけですね。税金を払ってくれる人を増やすわけですよ。今人口が減ることによって、400人、500人近く減っていますよね、毎年。実は税金を払う方も減ってきているわけですよ、100人単位ぐらいで。ですから、税金を払

えるぐらいの質のいい労働といったらちょっと言い方が悪いかもわかりませんが、そういうこともここには書いてありますけれども、そういうものを目線にしてつくっていくと。ですから、今、労働者不足というのはもう既に出ていると。東京のほうではもう大学3年になったら引っ張り合いになっていますよね、新聞でもある。それは、どんどん東京、都会のほうで条件がよくなると、また流出していくという可能性がありますので、せっかくいい資源があっても働く人がいないとまずいわけで、そういう面では、早く先手を打って、そういうものを整備する。それによって雇用を生み出すということを早く打ち出さないと、もう都会のほうは始まっているわけですよ。ですから、のんびりした話ではないですよ。

例えば、介護とかあいう労働者にしても、これからますます労働者不足になると、人材確保というのは容易ではないと。ですから、福祉協議会におられる人たちの待遇もそうでしょうし、例えば文化なんかを継承している文化会館、あいうところの職員の待遇にしたって、入り手がなくなる可能性がある。ですから、それは早目に先手を打たないといけないということを考えていきますと、そういうものをいかに取り組んでいくかがこの総合戦略の中に問題点を解決する1つのものだと思うんですね。

そういう面からしたら、何か1つ雇用というものに対しての目標値というものをやるべきだろうと。ですから、新たに取り組んだことによって100人雇用を生むんだとかというような目標値でもいいと思うんですね。もちろん最低賃金の労働者ではちょっとしょうがないので、きちんとした質のいい労働者、質のいい雇用、そういうものを掲げるべきだと思いますけれども、次の見直しがいつになるかちょっとわかりませんが、その辺についての見直しの中にそういうことを入れるということをどのように思うか、再度ご答弁お願いします。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 非常に盛りだくさんで、進士議員がおっしゃったこと全てここに盛り込めば、大変いい総合戦略になるんじゃないかというふうに思うんですけども、非常に明確な指標として、ここには示してありますけれども、どうしてこういうふうになるかというのは、私が就任する前の話だったと思うんですけども、よく読んでも根拠がよくわからないというところでございまして、これから本当に読み込んでいけば、いろいろ見えてくるんじゃないかというふうに思うんですけども、おっしゃるとおり、総合的にいろんな面、観光もそうだし雇用の確保もそうだし、いろんな面で市としてはやっつけていかなければいけないということをおっしゃったと思うんですけども、しかし、その中でも、やはり人口減対策と、そして経済の活性化、観光を主体とした観光の活性化ということを大きくやっつけていけば、

私は事態は開けるんじゃないかというふうに考えておまして、やはり大きなインセンティブというか刺激があれば、伊豆縦貫自動車道のなるだけ早い開通だと、これによって、物流を確保する。そして人の流れを大きくする。こういうことが必要じゃないかというふうに思うんですね。それによって雇用も生まれるでしょうし、そして、下田で外の人がお金を落としてくれるということも可能になってくるんじゃないかというふうに考えております。

次の見直しのときには、これをまたつくるかどうかわかりませんが、もし見直す機会がありましたら、もっと専門家の知恵をかりて、しっかりしたものをつくり上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 見直しというのは、どういう期間でやるんですか。それと今、市長言われたように、縦貫道が来るというのは何年先かわかりませんよね。要するに10年なのか15年か、下田まで来るのに。決して縦貫道が来たからといって、マイナスの面だけであるわけですよ。例えば、沼津から1時間という形になれば、要するにここにある支所が沼津でいいんじゃないかというふうにもなりかねませんよね。これからメディアとかああいうIT技術がどんどん進んでいくなれば、支所を置いておく必要がないと。そういう話になると、ここからの事業所がもっともっと撤退する可能性もあります。

であるからこそ、何かといたら、ここで働くという、この資源を生かす、地域資源を生かすということはそういうことですよ。この資源を利用して雇用をつくと。それは今でも考えられることですよね。それを早くやりなさいよと私は言っているわけです。この総合戦略を余りけなしたくはないですよ。皆さんが一生懸命つくって、各団体の人が何人も集まって、市長もちょっと途中から入って読み込めていないという、今お話がありましたけれども、ぜひ読み込んでいただいて、欠落したものは早く見直すということをやらなければならぬ、そう思います。

ですから、縦貫道が来たから何かではなくて、縦貫道が来たときにここで住みたいというまちをつくらなければいけない。今言うように、企業というのは逆に言えば、出ていく可能性もありますよ。そうなったときに、何かといたら、住みたいということになれば、教育かもわかりませんよね。特化した教育。要するに沼津ではやっていないような教育、それは来たからといってすぐできるわけじゃなくて、教育長、今からやっつけていかなければできない話です。

ですから今、市長が縦貫道、縦貫道と言うんなら、縦貫道が来たときにここに住みたいというまちをつくらなければいけないというのは、それは1年や2年でできる話じゃないです。ですから、今からでもそれはやっていくということになれば、そういう目標値も入れることになる。早く見直しをしなければ、ここの観光が320万になったからといって住みやすいまちになるわけじゃないということは、市長も認識していると思うんですよ。であれば、少なくとも読み込んでいただいて、何かを入れると。雇用でもいいでしょうし、教育の目標でもいい。そういうことが必要だろうということを暗に言いたいわけですよ。

ですから、統括の課長、これ、見直しというのはいつやるんですかということですね。まず第1点、それと、それに対して今言うような形で、きちんとした雇用をやる。そのためには、恐らく社会資本整備というのが必要になってくると思いますよ。海岸整備にしても何にしても。それと、先ほど言われた企業を呼び込むためには、単なる税の制度だけで行くわけじゃなくて、例えば海岸この一つを任せるからアイデアを出してみろというぐらいの積極的なもので呼び込むと、一番いい物を貸してあげると。例えば漁業権でもそうですよね。漁業権もなかなか外部からの人はとれないけれども、どうしたらとれるかという、そういうものを研究して、例えば沿岸漁業をもっと活性化するには、労働不足じゃできないわけですよ。

下田の人は大変だから東京に行くかもわからないけれども、全国を見れば、漁業をやりたいという方はいっぱいいると思うんですよ。それがどのぐらいの一定の所得になれば、来る可能性もある。ただ、そこに弊害があるのが漁業権だとかそういうものになりますよね。それは漁協を含めたそういう皆さんと連絡をとり合って、何年たったら与えられるんだとか、そういう話になろうかと思うんですよ。

ですから、そういうことになれば、例えば新たにつくる労働雇用というやつを50なのか100なのか、そういう入れ方をすべきだろうと自分は言っているわけですね。ぜひともその辺のところもう一度、見直しの時期とその辺に取り組む考え方を聞かせていただければというふうに思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、議員もお手元に持っていらっしゃるようなんですけれども、総合戦略の48ページには、PDCAサイクルによる検証を行うことでスパイラルアップ、繰り返し検証することによってよりよいものにするというような形ですけれども、それにつなげるとともに、設定された成果目標の進捗の検証などを行って、必要に応じてより効果につながるよう見直しを行いますと、計画の中にも書いてございますので、いつやるん

だと言われますと、とりあえず効果検証につきましては先だっているわけですがけれども、29年11月下旬に協議会を開催して行っておりますけれども、それでいいんだという話じゃなくて、対応させていただきたいと思います。

それから先ほど、メンバーはどういった方々かというお話があったかと思うんですが、そちらにつきましては、下田市の副市長を会長といたしまして、教育長、それから商工会議所、観光協会、農協、漁協、金融関係、職業安定所、PTA、区長会、女性の会、伊豆新聞ですとか、あと下田高校といった形で、メンバーで実施しておりますので、その皆様のお考えもございますので、なるべく早い時期での検討をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 検討していただいて、今言う雇用とかそういう数値は、ぜひとも目標値に入れて頑張っていたきたいというふうに思います。

余り同じことを何回も言ってもしょうがないので、ぜひとも期待しておりますので、見直しの中に具体的にそういうものを入れていくことが各課の仕事につながるというふうに思います。

それと最後に、2番目の質問の中に、駅前の再開発的なお話をちょっとしたいんですが、通学路の確保という中での関連なんですけれども、滝内議員のほうも、土屋忍議員も通学路の確保という中で、滝内議員の中では、国道135、136の交差点の早い改修というお話がありましたけれども、それを関連していきますと、どうしても駅前の再開発ですね。そういう大きな事業をぶち上げていくような方向になるのではないかと。

当然、国道とかそういうものになってきますと、事務レベルの建設課が所管になるのかもわかりませんが、そこだけで対応できる問題ではないというふうに思います。そうなってきたときに、やはり通学路、特に下田富士の下あたりですね。あそこを通るとなれば、今のところでは当然無理なので、国道の拡幅とかガイドには載っていますけれども、そういうことになってきますと、県の方々にお願いしなければならないと。なかなか事務レベルでお願いといってもなかなか難しい話で、ぜひとも市長含めて、皆さんで努力して、中学校が完成して、生徒が行くまでに少なくとも一番危ないところだけでもできるように、ぜひとも努力とお願いしたいと、そういうことを要望して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（竹内清二君） これをもって、1番 進士為雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時50分休憩

---

午後 2時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位5番。進士濱美君は欠席であります。

次は、質問順位6番。1つ、庁舎跡地とまちづくりについて。2つ、観光誘客について。

以上2件について、3番 橋本智洋君。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 3番 清新会の橋本でございます。

議長の通告に従い、順次一般質問させていただきます。

1、庁舎跡地について。

12月の一般質問で、公共施設有効活用検討委員会がありますが、庁舎移転後の跡地の利用を考えるだけでなく、跡地を含めたまちづくり全般のさらに現実的な議論をして具現化できる機関として別の委員会の設置を要望する、この要望する委員会の構成には民間の方々に入っていただき、プランを立案、推進していただきたい、このように申し上げました。

この質問に対する市長の答弁ですと、今の下田市公有財産有効活用検討委員会では手に余るので、民間の方たちも入れて新しい組織をつくり、下田市全体のまちづくりも考えなければいけない。都市計画の見直しとかを含めて大々的な検討をするべきと。それに見合うような方たちに参加していただく。そのような考えで進めていくとのことでしたが、一向に具体化しているようには思えません。

当局からも、庁舎跡地、駅前バスターミナル用地及び統廃合後の中学校跡地などを総合的に公有財産の活用方針を検討している、その中で、都市計画決定の手中である国道136号の駅前付近の道路拡張計画を含め、伊豆急下田駅周辺の利活用は下田市にとって重要な事業であると認識している。利活用計画を策定する体制を早急に整えたいと、12月の答弁でいただいております。

この跡地問題は、庁舎建設と並行して重要課題であります。また、次に申し上げます下田市民なとまちゾーン活性化協議会とまちづくり実践会議とも関係してきます。そのためには答弁いただいた下田市公有財産有効活用検討委員会とは別の新たな委員会等の検討組織の設

立が急務でありますと質問の内容でしたが、既に滝内議員への答弁で、統括する組織として、（仮称）下田市まちづくり連携調整協議会を立ち上げる予定とのことで明確になっております。構成メンバーとして学識経験者、地元の方々、県、オブザーバー、金融関係の方々を入れる構想のようですが、やはり民間の地元で生活している住民の方々も中心に入れて、メンバー構成いただきたい。その中で、市が統括する立場でも民意を尊重していただきたく存じます。ご意見をお聞かせください。

また、中学校統合に向けて、通学路の安全面の確保、直近の課題として、当局も12月に答弁された136号、駅付近の道路拡張計画は急務でございます。中島橋から敷根へ向かう136号駅前の拡張、本郷交差点付近の歩道整備と自転車通路の確保の計画はどのようにお考えでしょうか。今回の滝内議員、土屋 忍議員、進士為雄議員も質問されておりました。後ほど述べる下田みなとまちゾーンとまちづくりとも連携してきます。

（仮称）下田駅周辺地区整備検討委員会も立ち上げる予定のようですが、県・国との連携もしていかなければなりません。現在の進捗と今後のスケジュール、設立に向けての課題などあれば教えてください。庁舎跡地駅前周辺整備、道路整備に関する（仮称）下田市まちづくり連携調整協議会、（仮称）下田駅周辺地区整備検討委員会の設立は急務です。道路拡張は用地買収もかかわってきます。慎重に進めなければいけません。協議会、検討会の設立スケジュールと設立後、どのような構想を描いているかお聞かせ願いたく存じます。

次に、2番として、下田市みなとまちゾーン活性化協議会とまちづくり実践会議の状況と進捗、さらなる連携を視野に入れての今後についてお聞きします。

下田市は、県と連携して、下田市みなとまちゾーン活性化協議会を立ち上げ、旧庁内の中心市街地、道の駅開国下田みなと、まどが浜海遊公園の3つのエリアで各部会を立ち上げ、中心市街地と道の駅では人の流れ、道の駅とまどが浜海遊公園では連携による動線づくりと活性化と、各テーマがあつてのにぎわいの創出を図ろうとしていますが、計画策定で終わるのでしょうか。最終的に、どこまでの実施を目指しているのでしょうか。また、どのように具現化していくのか、考えをお聞かせください。

先日、下田まちづくり未来会議と称して、朝日地域、稲梓地区、稲生沢地域、そして下田本郷地域、この各地域でのまちづくり実践会議の活動報告が行われました。稲生沢地域はマップの作成、下田本郷地域は広報しもだ3月号にも掲載されました大川端にてのプレイスメーカーリング実証実験を行い、具現化していました。プレイスメーカーリング実証実験とは、居場所づくり、特定の場所を人の居場所にかえていく期間限定で行う試みです。この実践会議は一

且ここで終了して、新たに建設課主導で進めていくとの方針が示されましたが、どのように業務推進していくのでしょうか。

また、当局は大川端に関して、平成31年度実施設計、平成32年度、33年度で再整備を目標にしていますが、今後の方向性と実施していく組織のイメージがありません。さきに述べた下田みなとまちゾーン活性化協議会とのかかわり、連携も重要であると考えます。

先日、滝内議員が一般質問でも伺った（仮称）ひものロードとも人の流れの点で密接な関係があります。県も交えてどのように進めていくのか、事業費を含めて考えを伺いたく存じます。

次に、オリーブのまちづくり事業の進捗、成果と美しい里山づくりの事業との関連について。

当初、地域おこし協力隊員1人を配して試験農園を整備するというので、オリーブのまちづくり事業を立ち上げましたが、オリーブの試験農園の規模、植樹状況と利活用のめど、状況全般をお聞かせください。

先般、下田東急ホテル料理長が講師を務めるオリーブ教室が行われ、非常に好評でありました。次回も3月20日に実施されますが、私も申し込もうとしたところ、既に申し込み者満員となっており、締め切っておりました。このように市民の皆様にも、オリーブの料理を通してオリーブ事業の理解を深めるきっかけとなるいい機会であると考えます。来年度このような取り組みをさらに多く開催できるように検討いただきたいのですが、どのように考えているか伺いたく存じます。

その次のステップとして、里山づくりの事業の一環になるのではないかとと思うのですが、今後の里山づくり全般との連携がありますでしょうか。お聞かせください。

次に、大きな項目2番として、観光誘客について。

1、デスティネーションキャンペーンについて。

デスティネーションキャンペーン期間の4月から6月、伊豆地区では黒船祭がメインになると言われていますが、従来のメニューだけではなく、新規メニューの計画はあるのでしょうか。先般、静岡デスティネーションキャンペーン説明会にて、美しい伊豆創造センター、JR東日本各部署からの説明を受けましたが、プレキャンペーンの期日は迫ってきております。それなのに、具体性に欠けております。下田市としては、どこに対してアプローチしていけばいいのか、その窓口と下田市としての取り組み、また近隣市町との連携に関して教えてください。

そして、いつものように、美しい伊豆創造センターとの連携や美しい伊豆創造センターからの情報提供が少ないように思います。デスティネーションキャンペーンに関する美しい伊豆創造センターの立ち位置と下田市との関係位置を明確に教えていただきたく存じます。

先ほど申し上げた黒船祭がメインに置かれているのに対して、今までと変わらずオリジナリティーがないように感じます。デスティネーションキャンペーンの目玉となる黒船祭にふさわしい新たな試みがあれば教えていただきたく存じます。

また、1つの提案として、 minstrel・ショーという1840年代頃からアメリカで流行した歌と踊りのショーを日米和親条約締結時当時、ペリー提督が黒船船内に当時の役人や要人を招き、このショーでもてなしたそうです。主な演奏曲目は、アメリカ民謡の草競馬や故郷の人々など、題名より音楽を聞けばわかるアメリカを代表する楽器バンジョーで奏でたそうです。ここ下田では、日米和親条約締結160周年記念で、2014年にペリー音楽艦隊で再現をした minstrel・ショーを下田市文化会館小ホールで行いました。そのイベントをさらにスケールアップして、デスティネーションキャンペーンの下田の商品としてはいかがでしょうか。このショーの再現は、下田ならでは、ほかの場所では再現できないものです。検討いただきたく存じます。

そして、12月の一般質問でも取り上げましたデスティネーションキャンペーンへの現在の当局の体制と進捗状況について、取り組む姿勢について再度お聞かせ願いたく存じます。

最後に、地域起こし企業人の成果と今後の方向性について。

地域起こし企業を起用し1年が経過しましたが、どのような活動をしていて、今後どのような方向性でどのように取り組んでいくのでしょうか。地域起こし企業人として、東急エージェンシー長谷川氏がシティプロモーションアドバイザーとして就任しましたが、この1年間でどのような実績、成果があらわれたのでしょうか。現在どのような活動をされていますでしょうか。そして、今後どのようなことを計画しているかお聞かせください。

これはあくまで私見ですが、下田にいる機会が少ないように感じます。また、市の職員と同じような動きではだめなような気がします。もっと下田へ来て、町に出て、情報収集するとともにコミュニケーションを図っていただきたい。そのためには、当局の姿勢と環境整備が重要であると考えます。当局はどのようにお考えか要望するとともに、お聞かせ願いたく存じます。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、橋本議員の質問に対しまして私のほうから。

全般的なことをお答えします。

現在いろんな計画が進捗中ございまして、来年度具体化に向けて、現在いろんなことを検討しております。その中で、ご質問がございました市庁舎の跡地の利用の検討組織に民間の方も入れろということなんですが、それはしっかりやっておりますので、昨日、説明しました連携調整協議会、これは、この中にも区長会の方たちを主体にして、全般的な俯瞰的なものを考えていただくように考えておりますので、また、各個別の検討組織、例えば伊豆急下田駅周辺地区整備検討会、そういうところにも民間の方たちも入っていただくような計画をしておりますので、これによって、全般的な下田市のまちづくりについても、まちの人たちが民間の人たちが意見を述べられるような場をたくさんつくってありますので、ご安心していただきたいと思えます。

そのほかにつきましては、各課から答えさせます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、庁舎の跡地とまちづくりについてとみなとまちゾーン活性化協議会とまちづくり実践会議の状況についてお答えさせていただきます。

庁舎移転後の現庁舎跡地の利用についてですけれども、下田市公有財産有効活用検討委員会における検討結果等を踏まえ、建設課において現庁舎の跡地、駅前バスターミナル用地及び駅前広場などを含め、（仮称）伊豆急下田駅周辺地区整備検討会を立ち上げ、検討していくことといたしました。今年度中にまず準備会を開催しまして、課題、目的などを確認しながら、検討会のメンバー及び検討スケジュールなどについて協議することを予定しております。

都市計画決定された国道136号の駅前付近の道路拡幅計画も含め、下田市全体のまちづくり方針の中における伊豆急下田駅周辺地区の位置づけを確認し、関係者の意向ヒアリング及び市民の皆様への周知を行いながら、利活用を検討していきます。

まちの活性化につきましては、来年度から都市再生整備事業、街なみ環境整備事業などを活用し、まずは旧町内における来遊客の周遊性を高め、人を呼び込む仕組みづくりを踏まえたハード整備及びソフト事業の展開をしていきたいと考えております。

次に、みなとまちゾーン活性化協議会とまちづくり実践会議の状況です。これまでみなと

まちゾーン活性化協議会の中の人の流れ作業部会、大川端中心に中心市街地の周辺の人の流れをつくることを検討しているところですが、中心市街地に人の流れをつくり、周遊性を高めるための方策について検討を重ねてきました。その中で、来年度は道の駅とペリーロードを結ぶ重要な場所である大川端物揚げ場棧橋の今後の活用の可能性を探るため、青年会議所の企画している大川端マルシェに協力をすることを考えております。

また、事業費の一部を補助し、大川端沿いに憩いの空間を創出してくれる事業者を募集、駐車場の無料開放、まちなか商店との連携の3本柱で、イベントではない、理想とするまちなかの日常をつくり出す実験を行いたいと考えております。

下田本郷地域まちづくり実践会議では、地域の皆様が主体となって行っていくことのできる活動について検討してきました。今年度、まずできることに取り組んでみるということで、まちづくり実践会議の皆様が主体となって、大川端でプレイスメーキング実証実験を実施しました。大川端に休憩スペースを設け、寄っていただいた市民や観光客の皆様に大川端の印象や今後の活動希望についてアンケートを実施しました。ここで得られた経験を踏まえ、来年度、みなとまちゾーン活性化協議会で行う大川端公募案の審査にかかわっていただくなど、まちづくり実践会議とも連携していきたいと考えております。

稲生沢地域まちづくり実践会議につきましては、本年4月から稲生沢地区区長会の協力のもと稲生沢地区全体で協力し活動するための組織として、年間を通して花が見える美しい地域づくりと地域資源を掘り起こして、魅力の再発見を行い、地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的に掲げた稲生沢地域まちづくり協議会が発足し、この協議会への活動を引き継いでいくこととなっております。

下田本郷まちづくり実践会議につきましても、今まではまちづくりの専門家としてこちらの業務の受託業者を入れて会議を開催していたのですが、来年度以降は地域が主体となりながら建設課と地域との協働で活動していきたいと考えております。

大川端の整備計画につきましては、みなとまちゾーン活性化協議会を中心としながら、関係者や地域の皆様のご意見を伺い、下田本郷地域まちづくり実践会議とも連携しながら取り組んでまいります。事業費としては約1億円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 下田市みなとまちゾーンについてお答えいたします。

平成29年7月10日に協議会を立ち上げまして、現在まで、まどが浜海遊公園、道の駅開国

下田みなと、人の流れの3作業部会においてさまざまな検討を行っております。また、市民の関係団体の皆様のまちづくりへの意識醸成のため、商店街立て直しに実績のある秩父みやのかわ商店街の島田憲一氏による講演会を開催いたしました。今後も国土交通省の全国モデル道の駅の1つである道の駅萩しーまーとの中澤さかな氏などの専門家による実践的なお話を聞く機会を予定してございます。なお、伊豆漁業協同組合が市場の建てかえを計画していますことから、道の駅開国下田みなと作業部会の中では、道の駅、市場の一体的協議も始めております。

下田市みなとまちゾーン活性化協議会では、引き続き各作業部会において魅力の向上のための具体的な施策の検討や活性化のためのイベントを開催するとともに、ゾーン全体のネットワークの構築を検討することで、目指すところであるにぎわいの創出を図っていくこととしております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、オリーブのまちづくりの関係でございます。

オリーブの試験農場の規模、植栽状況につきましては、昨年11月に椎原で1,789平米、45本、大賀茂では1,194平米、35本、吉佐美、837平方メートルで25本、3カ所で3,829平方メートルにおきまして105本の植樹を行いました。現在は、地域おこし協力隊員本人が試験農園のオリーブを管理する中で、日本オリーブ協会の栽培管理指導を受けつつ、市内先駆者などと連携を持つことによりまして、知識、技術の向上を図っておるところでございます。

続きまして、オリーブ料理教室の継続開催につきましては、本年度、市民及び料理飲食組合を対象に2回開催して、3回目、議員主旨質問にあった3月20日に予定しております。その他にでも、オリーブの新漬教室、オリーブリースづくり教室を開催しております。来年度につきましても、議員主旨質問ありましたが、オリーブに対する理解を深め、関心を高めていただくためにも、オリーブ基礎講座や料理教室を通じて家庭での利用拡大等に努め、オリーブ文化の普及を推進していくために積極的に開催していきたいと考えております。

稲梓地区を中心に美しい里山づくり事業を行っているわけですが、そことの連携につきましては、オリーブ試験農園の1つに椎原の耕作放棄地を活用したところございまして、3月末に予定しておりますオリーブ苗の配布におきましても、耕作放棄地の活用という意味からしますと、同様の効果が得られると考えております。また、里山景観の再生と農林業を中

心とした産業の活性化、竹など地域資源の活用といった意味におきましても、効果的な事業連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうから、観光誘客についてということで、2点のご質問につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、デスティネーションキャンペーンにつきましてでございますけれども、こちらにつきましては、これまでも何度かご答弁させていただいておりますが、開催年につきましては、2019年来年4月から6月、前後の2018年と2020年の4月から6月にそれぞれプレ、アフターのDCが実施されます。静岡県といたしましては、「アップレしずおか元気旅」をキャッチフレーズに県全体の組織のもと、地域ごとに西部、中東遠、中部、富士、伊豆の5つの地域部会が組織され、下田市は美しい伊豆創造センターが事務局となります伊豆地域部会に属しております。伊豆地域部会は、これをさらに東海岸部会、西南海岸部会、沼津中伊豆部会の3つに細分化し、観光素材の選別等を行っているところでございます。

観光素材、各種商品企画の造成につきましては、黒船祭等の行政が実施主体であるもののほか、観光協会を初めといたしました民間が実施するもの等につきましても、行政、観光協会が取りまとめを行っております。

先日も、市内の観光関係者が美しい伊豆創造センターやJR東日本からデスティネーションキャンペーンに向けての説明を受けたところでございまして、デスティネーションキャンペーンに向けた市内関係者の機運も徐々に高まってきているものと考えておるところでございます。

議員が指摘されました具体性の欠落ということに関しましては、今回のデスティネーションキャンペーンのキャッチフレーズの決定も昨年12月まで遅れたというように、静岡県全体での作業も遅れておりますけれども、これは、他県であれば数年がかりで準備し、実施するものが静岡デスティネーションキャンペーンの場合、1回のエントリーで採択をされましたため、準備期間もなく、非常にタイトなスケジュールとなっていることが大きな要因と考えております。

今後も市内観光関連事業者はもちろん、美しい伊豆創造センターやJRさんを初め、近隣市町との連携をさらに強め、デスティネーションキャンペーンに臨む必要があるものと考えております。

今回のデスティネーションキャンペーンにおきましては、伊豆東海岸部会におけるトップイベントといたしまして黒船祭が挙げられておりますが、下田市におきましては黒船祭のほかにもあじさい祭におきましては、早朝の時間帯に下田公園の散策を楽しんでいただくためプレミアムタイムデーを設けるなど、新たな仕掛けによる魅力づくりやきんめ祭りのさらなる宣伝にも力を注いでまいりたいと考えておるところでございます。

このような非常にタイトな状況の中、4月にはプレDCが始まるわけですが、プレデスティネーションキャンペーンを通じまして、市内の観光コンテンツにさらに磨きをかけ、デスティネーションキャンペーン本番に臨めるよう、官民一体となって努力したいと考えているところでございます。

また、黒船祭の特別企画といたしましては、金曜日に実施いたします海上花火大会の強化のほか、新たに土曜日の夜に、今のところの予定では、まどが浜海遊公園を会場にする予定でございますが、河内手筒花火と中国花火を実施する予定でございます。このほかにも下田市が生んだ著名なバイオリニストである松村兄弟の演奏、主に都内で活動されている下田市出身のマジシャン、松本桃歌さんに歓迎交流会への出演のほうをお願いしたいと考えておりますほか、2年前から黒船祭で行っておりますジャズコンサートにつきましても、米軍や自衛隊と並びサンセットコンサートのコンテンツの1つとして位置づけてまいりたいと考えております。さらに、今年はニューポート市との姉妹都市提携60周年を迎えるに当たりまして、黒船祭に訪れるニューポート市民団の歓迎イベント、こちらのほうを市民参加型で開催することも検討しているところでございます。

また、このほかにも、仮設トイレの数についても増強を考えておりますほか、町なかで行われる開国市につきましましては、現在、開国市実行委員会によりまして、企画が協議をされているところでございまして、その中におきましても新たな企画が提案されるのではないかと考えているところでございます。

議員ご提案のミントレル・ショーでございますが、平成26年6月に開催された折が大変好評であったというふうに聞いております。実施主体を含め、新たな提案づくりのための組織のあり方についても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、地域おこし企業人についてでございます。

今年度4月より導入しております地域おこし企業人についてでございますが、観光交流課が所管する業務全般にわたり、外から見た視点から、また、広告代理店社員としての知見から下田市の観光振興全般にかかわるアドバイスをいただいております。

また、企業人は観光振興のみならず、市内、市外を問わず、各方面の職種の方々と接触し、下田市の可能性を検討してもらっておりまして、多方面に張りめぐらされたアンテナ、企業人の多くの人脈を生かし、多くのキーマン、事業等を紹介してもらっております。新年度新規事業で行う予定でありますプログラミング教育もその1つでございます。情報発信の面におきましても、先般、著名中国人実業家に下田市を紹介していただき、その実業家が持ちます300万人の中国人フォロワーに対し、下田市の情報を配信してもらいましたが、このようなことは市行政職員の人脈ではなし得ないことだと考えておるところでございます。

また、企業人からは、情報発信におけるロケーションサービスの重要性、費用対効果としての有効性の助言を受けておりますので、この点は、特に今後強化していけたらと考えておりますし、インバウンド対策におけますマーケティングを活用した広告宣伝のアドバイスのほうも受けておりますので、検討してまいりたいと考えております。

企業人の受け入れから1年が経過しようとしておりますが、なかなかすぐに直接的な効果があるものではないというふうに考えております。現在も多くの案件について、企業人とともに検討を重ねてきておりますが、どのような形で実現できるのか、しばらくお時間をいただければというふうに考えております。

企業人の受け入れを開始いたしましたことで、これまでとは違った視点で情報発信の重要性、魅力づくりの手法など、市としても学んでいるところでございますので、今後も企業人とともに情報発信の強化、新たな下田の魅力づくりを進めていけたらと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 観光交流課長の答弁にちょっと補足させていただきますと、先日、アメリカ大使館に行きまして、大使に直接お会いしまして、ぜひ黒船祭には下田に来ていただきたいということをお願いしてまいりました。任期中には1回は来ていただけるものというふうな感じを受けました。大変黒船祭に関心を持っていただいているというふうに感じましたので、そういうことを報告させていただきたいということと、もう一つは、外務副大臣、佐藤正久氏に下田に来ていただけるようにと、これはニューポート市との60周年記念がありますので、そういった面でも花を添えていただけるのではないかとというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） まず、先日、市長がおっしゃった（仮称）下田市まちづくり連携調整協議会、それと（仮称）下田駅周辺地区整備検討委員会、この辺、私、初めに、設立のスケジュールと今後どのように進めていくかということで、スケジュールのほうというのはどのようにお考えかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。もう学校統合も並行してあると思いますので、道路の整備等も急務だと思います。その辺のスケジュールもある程度めどを立てた、例えばいつ頃にこんな感じになるというのを概要で構わないので教えていただきたいなと思います。

それと、大川端の件、これは非常にこれからやろうとしていまして、進士為雄議員がおっしゃっていたヨソモノという部分ですけれども、これ、もともとよそから来た方がこの大川端は非常にいいところだよということで、自分で絵を描いてやり出したというような、民間の方なんですけれども、そういうような、ずっと経歴があります。なので、ぜひこれ、当局としても、私どももそうなんです、バックアップして行って、少しでも具体的になればと、最終的にはひものロード、それからペリーロードにつながるような動線という部分を1億円かけてやられるということなので、ぜひぜひしっかりとやっていただきたいなと思います。

それと、黒船祭に関しては大体わかりましたが、この期間、プレに関してはあと3カ月しかございません。ある程度具体的になっていかないと、新しいことは試していけないんじゃないのかなと思うんですが、その辺スケジュール的にもタイトですけれども、大丈夫でしょうか。

以上の点、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 連携調整協議の件では、昨日の滝内議員の質問にもご答弁させていただきましたけれども、これから人選をして、9月定例会には計画をしっかりと、できれば補正予算を組んでいきたいというふうに考えております。そして、その協議会の活動としましては、ある程度、各検討会とか協議会で、あるいはまちづくり実践会議とか、そういうところで検討したものを評価をすると、そして整合性をとるということを進めていく予定でございます。それは、逐次の会議になるだろうというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 伊豆急下田駅周辺の整備のスケジュールということですが、まず、今年度は検討会の準備会という形で、できれば来週中にでも、一度、市の内部と伊豆急さんぐらひは交えた中で、検討会のメンバーからの話になりますけれども、それと大体の

スケジュールなども打ち合わせながら、やはり検討会そのものを来年度、できれば委員さんの報償費などの補正をまたお願いして進めていくことになろうかと思えます。

本当に大まかなスケジュール感なんですけれども、4年か5年のうちにはあらかじめ基本方針とか基本計画的なものをまとめて、平成35年か36年には実施設計に入っていけたらなと思えます。余り急いで拙速にならないように、しっかりした計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 黒船祭の関係でございますけれども、先ほどご答弁申し上げました今年の特別企画の関係につきましては、もう既に動き始めている部分もありますので、実施をしてみたいというふうに考えております。

ただ、議員ご提案のミニストレル・ショーにつきましては、今年はちょっと、実施は間に合わない可能性が高いというふうに考えておまして、ただ、非常に好評だったということは理解しておりますので、たまたま来年の黒船祭につきましては、第80回という節目の年でもありますので、またそれとは別に、ちょっとインパクトのあるイベントのほうの招致も現在進めておりますので、それとあわせて、実施について検討してみたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 黒船祭、ミニストレル・ショーに関しては、来年を見越して、ある程度計画をしていただけたらと思えます。これは要望です。

それと、下田駅の周辺の計画が4年か5年の計画ということになると、これは中学統合の部分からさらにまたずれてしまいますよね。その辺の時間軸というのはどうお考えですか。

○議長（竹内清二君） 答弁願います。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 確かに4年、5年計画に時間を置いたら、統合に間に合わないというご指摘はあろうかと思えます。ただ、しっかりした計画ができて、それを実現化する前に、滝内議員のご質問の答弁のときにもちょっとお話ししましたが、できることからこつこつとやっていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） できることからこつこつと、大変結構でございます。でしたら、またほかにできることもたくさんあるとますので、できることをこつこつ、例えば小山田敷根線を歩道だけでもつくとか、そういったこともできることではないかなと思いますので、その辺もこつこつやっていただきたいなど、以上要望で終わります。

○議長（竹内清二君） これをもって3番 橋本智洋君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 2時41分散会